

平成24年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

---

平成24年3月13日 午前10時00分開議

---

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

---

欠席議員

なし

---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	前嶋晃司
議会事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

---

議事日程第3号

平成24年3月13日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

## 日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

- 議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。  
ご報告申し上げます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出  
席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。
- 

### 議事日程の報告

- 議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。  
本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた  
します。  
これより議事日程に入ります。
- 

### 会議録署名議員の指名について

- 議長（柴沼 広君） 会議録署名議員を指名いたします。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番萩原瑞子君、16番中澤 猛君を  
指名いたします。
- 

### 一般質問

- 議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を行います。  
最初に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。  
○6番（鹿志村清一君） 6番、ただいま議長のご指名を受けましたので、6番鹿志村清  
一、一般質問を行いたいと思います。会派は政研会でございます。  
まず、質問にあたり、冒頭で、3問目の自主防災組織についての2点目、3月10日に北  
山公園での復興イベントということでありましたけども、雨天のため中止となりましたの  
で、延べさせていただきます。  
さらに、3問目におきまして、森林を後背地とする松山団地における消防防災について

の部分は、松山団地など笠間市内における山林を後背地とした住宅地や集落ということで、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、1問目でございますけれども、市庁舎内の相談室の整備についてということについて、質問いたしたいと思います。

本庁舎の窓口には、カウンター受付があり、面談・相談のための個室が2部屋設置されている。手狭である。相談事案に対応するためには、本庁舎と支所にプライバシーに配慮した相談室の整備が必要と考えるが、いかがでしょうかということでお伺いしたいと思います。

まず、1問目の1点目といたしまして、その会議室の利用について、大変利用度が高く、手狭のように見えるというようなことで、現在の相談室・会議室の利用状況について、どのような状況なのかをまずお伺いしたいと思います。

続いて、2問目の質問でございますけれども、介護保険における要介護度4以上の方の在宅介護における在宅介護慰労金の増額を検討したらどうかということで質問いたしたいと思います。

笠間市社会福祉協議会を連絡先にした在宅介護者の会編集部発行の在宅介護者便り「やすらぎ」という機関紙では、在宅介護者の情報交換と支え合いをモットーに活動しております。平成23年の39号紙面から、前在宅介護者の会の会長さんも、母を看取ってということが掲載されております。家族のきずなとして、在宅で看取ることも大きな高齢福祉の部分だと思えます。23年9月号におきまして、No.40号では、介護経験からとして、笠間市医師会訪問介護ステーション「ふきのとう」の管理者の方のお話が掲載されています。子育て世代で義理の母を看護する悩みやつらさ、在宅介護での上手な手抜き仕方など、在宅介護経験者でないとわからない苦労や悩みが掲載されています。家族の中で、だれかが在宅介護のしわ寄せを受け、負担がかかってくる。そのご苦労はショートステイや訪問介護をうまく使いながらも時間との勝負ということでございます。家事・育児の中で、おおむね主婦の方が担うことになってしまう。在宅介護者の会の集まりもなかなか介護の関係で参加するのが大変だというお話も聞いております。参加者も多く集まれないという内容でございます。

私に、在宅介護について、この質問の内容について、在宅介護のお話をいただいた方が、家族で親の介護をする、また、本人が寝たきりになり、在宅を強く希望するなど、自分の親が寝たきりで、強く在宅を希望したり、終末期、病院から自宅へ戻る、そういうときに自宅へ戻ったときの親の喜ぶ顔が今でも光景に浮かぶというようなお話でございました。この方のお宅では、在宅で5年間、終末期をお嫁さんがお世話したと、介護したというようなお話でございました。本当に、その方にとっても、ほかの在宅介護で看取った方のお話を聞きましても、後悔がない、よかったと実感していると言われておりました。

老後の介護は社会が面倒を見るという介護保険の理念、高齢者介護は社会的介護として

社会にゆだねられています。在宅で看取られたり、看取りたいという、そういう日本の中での家族の倫理観、家族が存在するわけでございます。在宅介護慰労金対象者は介護度4以上の在宅介護者に支払っております。笠間市におきまして在宅介護慰労金が支給されていますが、この慰労金の増額を図ってはいかがかということでお伺いいたします。

続きまして、3問目、自主防災組織についてということでお伺いいたします。

東日本震災以後、自主防災組織について、震災前からの組織はいざというときに心構えが発揮されたと聞いております。笠間市においては、震災の自主防災組織立ち上げについて、危機管理室を総務部内に置き、震災の教訓を生かすため、地域の自主防災組織立ち上げに住民の支援を進めていく。私の住んでいる大田町松山団地でも、震災後各区長さんを初め、熱心に取り組んでおられます。そして、宍戸地区においては、大田町旧陣屋、南小泉などで防災組織ができているということでございます。非常に参考にさせていただいているという話を聞いております。平成24年度には、松山団地の中の行政区の中で、自主防災組織を24年度には申請手続きができるところになったというところの状況でございます。自治会関係、市町村などの問い合わせなど、市長を初め、危機管理室担当者、総務課の丁寧な対応に負うところが大きいと感じております。

震災後、とにかく発災後、行政としては、市民が3日間、自力で対応できる自主防災組織があれば、なんとか災害から乗り切ることができると考えられ、自主防災組織の設立を促す努力について、真摯な気持ちで受けとめているところでございます。

さて、自主防災組織の結成について、県消防防災課の資料におきましては、平成23年4月1日現在の組織率では、組織されている地域の世帯数を住民基本台帳の世帯数で除した割合で、県内44市町村で見ると、笠間市は11%と数値的には残念な数値になっております。現在の組織率から見ても、市民の防災組織立ち上げに対する意識が盛り上がり欠けるのではないかとと思われるような状況もあると聞いておりますけれども、このような中で、水戸、石岡、桜川市と比較しても、非常に防災組織の内容について違う部分があるということを感じるわけでございます。

基本的には、市民意識の向上による自主防災組織の必要性を意識して、行政がサポートするということであると考えますが、地域防災の行政の力をからめ合う民の力であるとだれもが認識していると思うところでございます。そのことから、以下の点について、お伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、防災組織立ち上げの組織率の伸長が見られないということでございます。どういうことか、どのようにその原因が起因するのかということをお伺いしているのか、伺いたいと思います。

2点目は、震災1周年の3月10日の防災救出訓練などが雨で、北山では中止されたということでございますけれども、笠間公民館でパネル展示や記録展示、防災復興講演会、市内施設では記録写真集の販売や笠間稲荷門前通りにおける復興イベントが開かれ、行政の

市民への働きかけが盛大に行われたということでございます。このような防災喚起の働きかけを今後も予定しているのか、これを機会に自主防災組織の組織率を向上にどう生かすのか、考えをお伺いしたいと思います。

3点目といたしまして、森林に隣接する松山団地などの地域は、震災時に森林火災の不安がございます。消防本部は速やかに対処できるのか、市内各所で森林を後背地にした住宅地や集落がある、住宅地へ入る道路が1カ所しかないというような地域もございます。防火の点でも、私の住む松山団地でも、今回の震災で特に道路被災や複数個所での火災発生時に団地内防火水槽の消火能力、また、水道の不通による防火栓が使えない場合もあるのではないかと不安が聞かれます。笠間市内において、震災以前からの森林火災の延焼による住宅市街地の火災について、防災ヘリ等の要請などについて、対処計画がどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

4点目につきましては、自主防災組織の組織率について、地域的な条件など、県内の条件が違うというところがあるという認識のもとに考えますが、少なくとも近隣地域との組織率の高低は行政の評価される場所であると考えます。市民が自ら組織をつくるために、危機管理室の役割は重いと思いますけれども、防災講演会、イベント、災害対策の目的は何か、24年度、どのように進めていくのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

○総務部長（埴 栄君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本庁舎内の相談室についてでございますけれども、福祉関連や消費者相談の中で、特にプライバシーを尊重し、個室等での対応が必要な場合においては、高齢福祉課脇にございます2つの相談室を利用しております。これらの相談室には、四、五名が入室できるスペースがございまして、プライバシーも確保できる部屋であると思っております。

本庁での福祉関係、いろいろ課がございまして、相談業務、数多くございますけれども、市民との相談業務につきましては、相談所の都合もございまして施設利用の日程を調整するのは非常に難しいところでございますけれども、利用が重なる場合においては、相談室の2部屋のほかに、児童に関する相談業務は家庭児童相談室で、また、場合によっては納税相談室での対応も可能でございますので、本庁舎においては、これらの施設を有効に活用して相談業務を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

続いて、支所の相談室でございますけれども、岩間支所においても1部屋5人が入室できる2つの相談室がございまして、対応は十分と考えているところでございます。しかしながら、現在笠間支所はプレハブで対応しておりますので、プライバシーの保護などの対応が十分とは言い切れない状況でございますので、今後施設の有効利用を検討していき

たいと考えているところでございます。

続きまして、自主防災組織についてお答えいたしますけれども、自主防災組織の組織率の伸長が見られない原因は何かということですが、市では、東日本大震災での経験を踏まえ、今回のような災害では地域で支え合う、いわゆる共助の精神が大変重要であるということのを再認識し、自主防災組織の結成促進及び地域の防災力向上を支援するために、笠間市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の一部を拡充しまして、さまざまな機会を活用させていただき、組織の必要性についての啓発に努め、結成を推進してまいりました。

しかしながら、組織の結成には地域住民の方々の意志の統一が必要であるということはいうまでもなく、設立までには準備に要する労力や時間がかかりまして、必要性は認識しているけれども実際に組織を立ち上げるとなると、リーダーとなる人材がいないなどの要因によりまして、組織率がなかなか伸びない状況かと考えているところでございます。

本年度の設立状況でございますが、震災後新たに設立いただいた数は、8組織となり、全体の結成数は年度末で30組織となると見込んでいるところでございます。

しかし、組織率としましては、それでも市内全体の世帯数に対して18%でございまして、まだまだ低い数字でございますので、平成24年以降も促進に向け、結成に向け、努力してまいりたいと思っておりますが、現在、新たに29の組織が準備を進めているということを知っているところでございます。

今後も、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を浸透していただけるよう、区長会の行事であるとか、地区の集まりなど、さまざまな機会を活用させていただき、自主防災組織の結成促進や防災意識の啓発を行うことによりまして、行政、地域、住民の方々がそれぞれの立場で災害に対する備えを充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3月10日には復興イベントが開かれ、行政から市民への働きかけが行われたが、このような防災喚起の働きかけを今後も継続していくのか、また、このような取り組みを自主防災組織の組織率の向上にどのように生かしていくのか、ということでございますが、防災に関する啓発につきましては、自主防災組織の結成の契機づくりばかりではなく、災害時の対応や、家族との連絡方法、自宅での防災対応などの重要性について、継続的に実施していくことが大切なことであり、防災に対するさまざまな取り組みを通じまして自主防災組織の結成促進につながればというふうに考えております。

また、本年度は実施できませんでしたが、平成24年度には市民参加型の総合防災訓練を計画し、さらなる防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織との連携体制、組織立ち上げ支援をどのように考えているかということでございますけれども、設立いただいている自主防災組織との連携につきましては、日ごろから防災に関する意識を高めることによって、いざというときの災害時の地域活動の拠点となるよう推進してまいります。

また、防災組織の先進的な取り組みの情報や問題点を共有し、解決できる組織としまして連絡協議会を設立してまいりたいと考えております。

結成や資機材の購入に係る支援制度につきましては、平成24年度以降、県の助成制度がなくなりますことから、平成24年度の設立状況を見ながらの判断となりますが、現在のところ、平成25年度以降の市の支援制度は継続しない方向として考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 在宅看護慰労金について、慰労金の増額を図ってはいかがというご質問でございますけれども、介護慰労金につきましては、介護保険特別会計の任意事業費から支払われておりまして、包括的支援事業と合わせて介護給費の2%以内で実施するということとされております。

任意事業につきましては、地域の実情に応じまして、市町村独自の考えで選択することができ、本市におきましては、介護用品支給事業を初め、9事業を行っているところでございます。

介護慰労金の支給事務は7月31日を基準日といたしまして、要介護4以上の方に対し、第2号被保険者及び施設入所者を除きまして、保険料を看護している世帯に対して、申請に基づき、年額1万円を支給しているところでございます。

平成24年度からは、第5期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中で、任意事業費を3,400万計上しておりますが、慰労金を増額することは保険料の上昇にもつながります。また、他のサービスの減少にもなるところでございます。要介護者がますます増加することが見込まれる中で、より多くの方にサービスを提供するためには、現在の額で事業を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 6番鹿志村議員の森林に隣接する松山団地など、震災時に森林火災などの不安があるが、消防本部は速やかに対処できるのか、そのご質問にお答えいたします。

大地震の発生時には、家屋の倒壊、道路やライフラインの寸断、そして、同時に数カ所の火災等の災害発生が危惧されるところであります。私ども消防機関の対応につきましては、市内における災害発生状況等に応じ、人命救助の有無、被害想定等を勘案の上、出動車両及び人員を決定、消防団等と連携し、対処するものであります。

ご質問の森林火災等の場合は、基本的には管轄消防署、近隣消防団及び防災ヘリコプターにより、住宅への延焼防止を図りながら消火活動に当たることとなりますが、大地震の

発生時には、現実のとおり、火災等の同時発生や交通阻害等の被害実態によっては、火災後速やかに消防隊が被災現場へ到着することができない事態も予測されます。この発災直後の消防隊が到着手前の空白の時間帯に、近隣住民による初期消火や避難誘導等が重要となります。これらの目的の前に組織する自主防災組織の果たす役割は誠に大きいものと言えます。消防本部といたしましても、担当部局と連携し、各自治防災組織の訓練等の機会をとらえ、有事に備えての活動と充実と、消防車や消防団との連携の強化を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 私、先ほど、自主防災組織の年度末の結成見込み数を30組織と言ってしまいましたが、40組織を見込んでいるところでございます。失礼しました。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） では、2回目の質問に入りたいと思います。

今の最初の1問目の相談室の整備についてということで、今答弁いただいたんですけども、基本的に現在の友部本庁舎における利用状況の中で、会議面談室の整備、整備というか、利用環境としては何とか間に合うだろうというような答弁だったように受けとめましたけども、私は2つの部屋の中ですね、利用させてソーシャルワーカーの方の正確なお話をちょっと聞く機会があったときに、中に入ってみたんですけど、やはり古い友部町からの年月がたった建物であって、だから悪いというわけではありませんけども、ドアが木製で閉めきってあって、声の通りはそれなりに通るんですけども、やはりもう少し、今の現状に合わせて改良する必要があると思うんですね。その改良するという点についても、中に入ってみますと、震災で壁紙が破けていたり、あと、夏場は空調環境がちょっと悪いようなお話も聞いておりますので、私は今の2つの面談室については改良の余地があるのではないかと考えております。

そして、友部庁舎におきましては、各課の中での、やはり何て言うんですかね、個人情報とか、いろいろな支援組を含んだ会議とかを考えると、やはりもうちょっと各課の意見を、アンケートを取るなりして集約して対応していくのがいいのではないかと考えております。そういうことについて、いかがかということについて、再答弁をお願いしたいと思います。

あと、2点目の要介護度4以上の方の在宅介護における慰労金についてということで、介護保険特別会計の中で任意事業が2%以内ということで、給付の2%以内ということで対応されているというお話なんですけど、基本的に、介護慰労金について、介護保険事業報告の23年の11月の利用給付分ということで、担当課から報告いただいたんですけど、許諾介護平均サービス給付額というのが、要介護4で5万714円、要介護5で5万5,246円、施設サービス1件当たり平均給付額が要介護4で25万2,584円、要介護5では26万9,695円、

給付額において、これは介護保険事業の中での在宅介護の介護慰労金制度ということについては、理念と逆行するというような当初の判断もありましたけども、当時、自民党の有力な代議士の先生が、在宅介護というのを無視して日本の国は成り立つのかというようなご意見で、介護慰労金というのができたということも聞いておりますので、そういうのを考えますと、やはりそれとは関係なく、給付額について、在宅介護と施設介護で、20万ぐらいの、1カ月で、介護度4と5の方で差があると。

また、平成24年4月からの介護保険法も改正がございますけども、この経過から今日の財政的課題、施設から在宅へという介護のあり方、医療制度の医療報酬、介護についても、24時間利用について、厚みをましているというのが4月以降からのお話だと思います。

家族慰労金については、制度の是非ということではなくて、今般におきましては、現実的の老々介護や在宅介護について、家族が倫理観から在宅の家族へのご苦勞なさっているということに対して、慰労という意味で慰労金の増額を考えたかどうかということで、1万円という金額が、例えば嫁さんがおじいさんの介護をずっとしてつきっきりで離れられないというような状況の中で、1年に1回、友達とちょっと遊びに行ったらどうですかというような金額で考えた場合ですね、やはり1泊するにしても1万5,000円ぐらいは、私、金額を限定して言っているのではないんですけど、1泊で友達と羽根を伸ばしてゆっくり慰労していただくということの金額からいくと、1万円ではなくて、もう少し増額してはいかかなということで、今回の質問をいたした次第でございます。それについて、どのようにお考えかということ再度質問いたしたいと思います。

続きまして、自主防災組織についてでございますけども、いろいろなお話をいただきまして、そして、平成23年度年度末の自主防災組織が40組織ぐらいになるということで、年度末の全世帯の中での組織率は18%でよろしいですね、というようなお話だったわけでございます。

いろいろ、もろもろですね、自主防災組織のイベントとかそういうものに対して、先ほどのお話ですと、今24年度は連絡協議会というものを立ち上げたいと。そのような中で、新しい自主防災組織についての地域のリーダー的な人材の不足を埋め合わせて、自主防災組織の立ち上げに寄与するような連絡協議会を組織したいというようなお話だったと理解しましたんですけども、それと、そういう中で、基本的には県の自主防災組織の組織率から見ると、平成24年4月1日現在の住民基本台帳世帯数から組織されている地域の世帯数の組織率は、全体では59.6%、これは県内の全世帯数、住民基本台帳の世帯数での組織率が59.6%になっているということでございます。

笠間市では、23年4月1日現在では、32組織、20%となっているというのが防災課の資料を基にした内容でございますけど、その後、危機管理登録で24年度に設立が期待されて、今のような状況だと思うんですけど、笠間市の被災者支援制度では、地域活動の大きな柱として自主防災組織の組織化を促進するために、設立するための10万円、資機材整備には

20万円を限度に、23・24年度で支援するとなっています。これは明らかに発災後、主に行政区を考えて、どのくらいの行政区かと笠間市の場合は、聞き及ぶところでは30戸から150戸ぐらいを組織のまとまりと考えているのかと思いますが、地域環境の違う中で、市内全域でできる限りの世帯が組織化されるということが自主防災組織の笠間市全世帯の中の組織化率ということ考えた場合に望ましいと思いますけども、これは容易なことではないと思います。市長も、自主防災組織の立ち上げにはさまざまな問題や組織化での問題、規約の問題について、とにかく立ち上げることについて、詳細については不備の点は後から改定する、基本的な規約、組織、防災学、資機材の整備、管理等、おおよそでよいので、危機管理室に相談して組織化を進めてくれとのことのお話を私もいただきましたのも、大変心強いものがありました。

平成24年度、市民意識の中で、現状の組織率の進展が見られないと、40組織が新たにできて組織率も上がるんでしょうけども、全体の組織率と進展が見られないという場合も考えられるわけでございます。そのとき、自主防災組織の組織のあり方を検討すべき必要があると考えます。

消防防災課、集計の県内組織率の高い自治体の事例を聞いてみますと、自主防災組織の単位のくくりが違くと。そして、事例としてはひたちなか市の組織率は97.8%、水戸市の自主防災組織の世帯の組織率が96.9%、これが内原地区の結成が23年度中にあるような話も聞きまして、最終的に水戸市の場合は、組織率は100%となるということが、私が聞き見したもので、聞き間違いもあるかもしれませんが、そのようなお話の内容です。

ひたちなか市の自主防災組織がどのように組織されているかということをお話しますと、組織率が97.8%、自主防災組織は81あり、自主防災組織は地域ごとの自治会で組織され、自治会ごとに平成11年ごろから設立を促していた。平成20年以前には設立されています。自治会の単位は100世帯から1,000世帯を超えるが、おおよそ300から500世帯が中心である。自主防災組織立ち上げには、結成時10万円、資機材購入には75万円、自治会の世帯数の規模の違う自主防災組織には、毎年補助金を出して対応し、運営にあたってもらっている。組織の機能状況はそれぞれ格差がある。震災後は備蓄用にアルファ化米缶等を自治会に自主防災の意義づけに配付して、自治会の対応に備蓄するなり、配付するなりは、自治会の対応に任せたとというようなひたちなか市の事例でございます。

また、水戸市におきましては、地域安全課というところが対応してまして、おおよそ組織率は100%、自主防災組織の単位は小学校を単位としている。大きな学校でも、それも一つの大きな自主防災組織の一つの単位である。地区については、住みよいまちづくり推進協議会というのがありまして、小学校ごとに町内会に住みよいまちづくり推進協議会が、それぞれ町内会ごとにあって、それで学校、1つの小学校の学校の構成をしているという、そのひとくくりとして小学校単位でまとめているという内容でございます。1人の会長さんのもとに各町内会があって、補助金は平成23年には5万円、平成24年度には10万円、結

成の補助金は10万円、地域によっては1世帯、町内会で100円ぐらいを徴収して原資に組み入れてつくったと。少ない補助での運営にあたって、小学校区単位は市民活動の別に補助がされており、この中で自主防災組織経費の支出されているようであることでございます。

内原地区が脱落していったのは、組織されたので、市内の組織率が100%になりましたというお話でございます。大洗町では、生活環境が行い、町内会がありまして、自主防災組織は19、事務所は町の生活環境課に事務局がある。会長が取りまとめる組織図は集会所に防災機材、タンカ、避難所は学校であり、学校に会計責任者を置いているようなお話でございました。当初、飲料水、非常食を配置していたが、現在は大型スーパーと協定を結び、災害時に搬送するというようになっておるということでございました。

自主防災組織を考えると、笠間市の自主防災組織の組織率が高まらないが、ある程度、例えば40%、50%、全世帯の中の人口の中での組織率であるという場合に、やはり今進めている笠間市の自主防災組織の行政区の中での自主防災組織の団体の立ち上げ、そういうことについて、24年度の組織率の進展具合を見て、組織率の高い自治体の組織体制を参考に研究し、検討し直すことも必要だと考えますけども、このようなことについてはいかがお考えか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

最初は、相談室の件でございます。議員さんご指摘のとおり、本庁舎も今般の地震で被害を受けているところございまして、相談室におきましても壁にひびが入ったり、壁紙が破れたりしているところでございますので、本年度の3月補正の中に本庁舎の改修費用を計上してございます。その中で相談室についても対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、本庁舎には福祉関係の部署がいろいろございます。利用頻度の非常に高いところでございますが、今、これらの利用形態については、利用課の方でいろいろ検討しているところございまして、その結果を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、自主防災組織の件でございます。議員さん、県の担当部署の方からいろいろ資料を取り寄せられておられるようでございますが、実は、これら組織率が中には100%を超えるような自治体もございます。これらの状況を見ますと、実は今回の震災以前から河川の氾濫、あるいは海岸沿い、沿岸地域等、昔からそういった予測がされた地域において組織化が進んでいたものというふうに考えているところでございます。

それから、組織率100%の日立市などを見ても、自主防災組織の1組織当たりの世帯数が、日立市は8万2,256世帯で、組織は37組織ということですので、割返しますと1組織の世帯数は2,223世帯もあるところでございます。

私どもの笠間市の場合、現在の1組織の世帯数は115世帯で、100前後でございます。自主防災組織が円滑に機能するには、地域的な特徴をとらえまして、そうした中で結成していただくのが適当ではないかというふうに考えております。あまり大きすぎると自主防災組織の組織としての活動がきわめて難しくなるのではないかとということが懸念されているところでございます。

今後とも、組織が有効に機能することを根幹に見すえまして、あらゆる機会を通じて啓発を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君

○福祉部長（小松崎栄一君） 先ほど申し上げました介護保険の中の任意事業ということでございますけれども、笠間市として選択しておるのは介護慰労金ばかりではなくて、家族の身体的や精神的な負担を軽減する意味での要介護3以上の方に対して、介護用品を支給している介護用品支給事業、それから、家族介護者交流事業、それと介護教室事業等々、9事業を選択しているところでございまして、この介護慰労金を増額するということになりますと、そちらのサービスにも影響が出てくるということから、現在の額で事業を継続してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） では、最後の質問をさせていただきます。

ただいま、総務部長の方から自主防災組織についての、笠間市の自主防災組織の単位というんですかね、単位戸数についての考え方、私はこれは23年度、24年度、しっかり笠間市が自ら自主防災組織とは、その地域のきずなという意味で、その設定戸数というのを想定した上で、震災後、しっかりと設立してくださいという行政の責務を果たすべく設定した内容だと思うんです。

それで、県内における組織率ということから見ると、例えば笠間市民の中の、やはりどれだけの方が自主防災組織の組織のシステムの中に組み込まれて、発災時に対応されるのかということが考えた場合には、やはり今の自主防災組織の立ち上げの戸数の考え方では、なかなか自主防災組織の数が大分多くないと面ができないという部分があると思うんです。そういうところが、私はこれは別に人を持ち上げるわけじゃないんですけど、市長がそういう政策として、この笠間市の23年、24年の自主防災組織の規模というものを判断した、いうことでやっているということで、私はこれは、23年、24年度については、しっかりと方向をやっていただきたい。それでなおかつ、県内における全体の100%と言われるような組織率があるような自治体もあるわけですから、そういう中で、やっぱり笠間市はこの程度の組織率でいいのかなといったときは、ぜひですね、今、予算計上は25年度はないというふうなお話ですけども、ぜひ、自主防災組織の立ち上げとか設立と自主防災組織の規模のあり方についてもしっかりと見直すとか、続けるとか、そういう判断をする時期をちゃんと評価をしていただきたいと思います。それについて、しっかりと市政

運営に携わっていただきたいなと思っております。その点について、総務部長、何て言うんですかね、検証していただけるのかどうかということについて、お伺いたします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 自主防災組織は全県的に見ますと、笠間市は非常に低位にあるということは、深く認識しているところであり、もっともっと、さらに組織率の向上を図っていきたいとは考えているところでございます。

ただ、先ほども議員さんお話のとおり、自主防災組織をつくると、いろいろなことをしなくちゃいけないぞという疑問を持たれる地域もあるようでございます。例えば地域防災マップをつくったりとか、防災カルテをつくっていただきます、結成にあたってはということでお話をしますが、これを非常に堅苦しく考えていただかなくて結構かなと。その辺のつくり方等については十分に総務の方とご相談をいただき、とりあえず、とにかく自分たちのことは自分で守るという意識のもとに組織の立ち上げをお願いしたいなというふうに考えております。

ただ、自主防災組織を行政側から強制的につくってくださいというわけにはもちろんまいたしません。これはあくまでも地域の方々の結束が必要でございますので、ただ、そういう場合のご相談にはいつでも応じてまいりたいと思っておりますので、ひとつ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、自主防災組織の全県的な内容等については、十分先進地の考え方なども取り入れながら検討してまいりたいと思っております。

○6番（鹿志村清一君） はい、議長、終わります。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。

東日本大震災の発災から1年を迎えました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、遺族の皆様には心から哀悼の誠を表します。

また、未曾有の地震、津波、原発事故によって、帰る家を失い、今なお避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

被災地に2度目の春がめぐってきましたが、被災地の風景は発災直後とほとんど変わっておりません。今も震災がれきは山積み。社会インフラの復旧、産業の再生と雇用の回復、そして、原発事故の一刻も早い終息、徹底した除染、賠償問題、食品の検査や健康への影響、農林水産物の風評被害など、課題は山積しております。復興を遅らせた政権の責任は、私は重大であると考えております。

しかしながら、本市においては、この1年、皆様の頑張りによって道路などは年度内に復旧が完了する見込みと聞いております。

また、昨年、私が質問した定住化対策への支援や防災拠点の整備、また、小中学校の耐

震化の前倒しなど、本年度に反映していただき、大変ありがとうございます。本年も建設的な質問をいたしますので、建設的な答弁をよろしく願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

1．都市鉱山活用について、2．歩道グレードアップ事業について、3．デマンド交通について、3項目伺います。

1．都市鉱山活用について。レアメタル確保のため、「使用済み小型電子機器回収促進法案」の全容が2月23日にわかりました。それによると、市町村は分別収集に必要な措置を講じ、再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めると言っておりますが、本市のこれからの対応を伺います。

2．歩道グレードアップ事業について、伺います。ギャラリーロード歩道グレードアップ事業では、ギャラリーロードや芸術の森公園の歩道の景観整備やポケットパークの措置も行い、歩道の快適性及び回帰性の向上を図っておりますが、ギャラリーロード前の水路の整備も含めて実施すべきと私は思っておりますが、本市の対応を伺います。

2点目は、笠間小原線の整備、佐白山整備や佐白山周辺整備、門前町通り整備は、ギャラリーロードの歩道整備と一体化すべきであると思っておりますが、本市の考えを伺います。

3番目に、デマンド交通について伺います。デマンドタクシーの運行の仕方が多少変わると伺っておりますが、具体的にどのように変わるのか、伺います。

2点目として、デマンドタクシーの土日運行はできるものなのか、ちょっと伺います。

3点目は、デマンドタクシーの土日運行ができない場合、例えば土日に観光のシャトルバスとして運行できないか、その辺も含めて伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 5番石田議員の都市鉱山活用についての質問にお答えいたします。

「再生済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」は、現在開催中の国会に提出され、審議中であります。法案の概要につきましては、携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器には、ハイブリッド車や高性能電子機器の製造に欠かせないレアメタル、いわゆる希少金属でございますが、それが含まれており、これらを回収し、再利用するというものであります。

現在、市では先進的に小型家電の回収を実施している市町村や、国の試験研究等を受託している事業者等に対し、回収の仕様等の調査を行っており、国の本格施行に先駆けて市独自に使用済み小型電子機器の改修を平成24年度から実施するため準備を進めているところであります。

なお、今後の法制度の施行に伴い、使用済み小型家電回収の効率性や採算性などさまざまな課題があるため、24年度に県が小型家電の回収に係る研究会を立ち上げるとのことでありますので、笠間市においてもこの研究会に参画して、多くの知見を取り入れ、広角的な事業としてまいります。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 5番石田議員ご質問の歩道グレードアップ事業についてお答えいたします。

初めに、ギャラリーロード前の水路の整備についてのご質問でございますが、本市では、笠間芸術の森公園周辺を新たな観光拠点として、これまで陶芸を生かしたまちづくりを展開し、多くの観光客が訪れるようになりました。

また、平成22年6月に、全国で100番目、茨城県では初めてとなる恋人の聖地として指定を受け、このシンボルとなるモニュメントがギャラリーロード沿いに設置されたことにより、さらに本地域の魅力が高まったところでございます。

本市といたしましては、笠間芸術公園の森に訪れた観光客をギャラリーロードや陶の小径、やきもの通りなどへの回遊性を高める環境整備が必要と考え、ギャラリーロード沿いの水路整備とあわせ、観光客が歩いて楽しい歩道景観とするため、地元商店街との連携を取りながら、地域の意向を十分に反映したポケットパークの整備も含めた歩道整備を計画しているところでございます。

今後の事業スケジュールといたしましては、水路整備の全体延長400メートルのうち、既に60メートルが整備済みでございます。残り340メートルを今年度予算繰り越しをして整備をしているところでございます。また、歩道のグレードアップ工事につきましては、24年度、25年度の2カ年計画で工事を行う予定でございます。

次に、笠間小原線の整備や佐白山周辺整備、門前通り整備などは、ギャラリーロードの歩道整備と一体化すべきではないかとのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、新たな観光拠点であります笠間芸術の森公園周辺と、古くからの観光拠点との回遊性が低いのが本市の課題と言えます。議員ご指摘のように、本市では、回遊性を高めるため、それぞれの観光拠点を結ぶ歩道のネットワークが必要と考えているところでございます。このような観点から、ギャラリーロードの歩道を整備し、笠間芸術の森公園周辺の回遊性の向上を図るとともに、佐白山周辺や笠間稻荷神社周辺などとの一体化に向けて、幹線市道笠間小原線や門前通りの整備により、観光拠点が有機的に結ばれ、回遊性の向上が図れるものと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

○市長公室長（小松崎 登君） 石田議員の質問にお答えを申し上げます。

デマンドタクシーかさまにつきましては、公共交通空白地域を解消しまして、高齢者等を中心とした交通弱者の移動手段を確保する目的で、平成20年2月20日より運行を開始したところでございます。

運行状況は土日祝日及びお盆、年末年始を除きます月曜から金曜までの運行をいたしております。年間4万5,000人の利用客があるわけでございます。

まず、1番目のデマンドタクシーの運行の仕方が変わるが、具体的にはどのように変わるのかというようなご質問でございますけれども、基本的には運行の仕方が変わるわけではございませんで、新システムによる実証実験を行うものでございます。内容につきましては、利用者がどこから乗ってどこで降りるのか、また、どのようなルートで運行すればよいのか、そういったものの操作をする運行システムの更新時期に来ているわけでございまして、新システムを導入することによりまして、より効率的な配車が可能となり、待ち時間が少なくなることや、また、インターネット回線から直接予約ができるなどの利便性の向上を図るためのものでございます。

さらに、サーバーを購入しない方式でやるためにメンテナンスの費用がかからないというような低コストで運行ができるように、平成25年3月から新システムで運行するための実証実験を行う、そういったものでございます。

次に、デマンドタクシーの土日の運行はあるのかというようなご質問でございます。土日の運行につきましては、現在デマンドタクシー利用状況を見ますと、自宅から病院に移動する方が約56%、次に、接骨整骨院、こういったものに利用する方が17%、それから、商業施設にまいりますのが15%というふうに、大半が病院等でございます。その病院の多くが日曜日、祝日、こういったものは休診日となっております。また、休日には家族等による移動手段も確保できるということ、それから、現在の公共交通でございます鉄道、バス、タクシー等との共存共栄も必要でございますので、現在のところ、土日の運行については考えておりません。

続きまして、デマンドタクシーの土日運行ができない場合に、土日に観光のシャトルバスの運行はできないかというようなご質問でございます。現在、デマンドタクシーの車両はタクシー事業者の所有でございまして、土日はタクシー事業者が旅客の運送として利用している状況でございます。また、現在運行している笠間観光周遊バスはその役割を担っておりますので、デマンドタクシーの車両を利用する観光シャトルバスの運行については、現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） では、最初に、石田安夫君。

〔5番 石田安夫君登壇〕

○5番（石田安夫君） 大体わかりました。都市鉱山の件では、県の方ともそういう形で



○議長（柴沼 広君） 今の、いいですね。今ぐらいで。

○5番（石田安夫君） そうですね。あと、一番最初の都市鉱山の。

○議長（柴沼 広君） それは市民生活部の小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 石田議員の再度のご質問で、現在の準備状況ということですが、事業内容を検討している中で、役割分担について、市町村が回収、それから、県が収集、運搬、集荷所について委託となっており、委託先は現在のところ、茨城町にある業者1つなので、そこをお願いすることになろうと思いますし、議員ご指摘のように、回収ボックスについては公共施設に、今考えられるのは役所の本所、支所、3カ所ぐらいを考えています。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

○市長公室長（小松崎 登君） はい、それでは、私の方からデマンドタクシーについて、お答えを申し上げたいと思います。

デマンドタクシーにつきましては、今平均1日190人ぐらいの利用者でございます。10台で走っておりますので、大体1台が平均でいきますと19人、7回運行ということでございますので、単純に割り算いたしますと、1台当たりの1回の運行で2.7人の利用者がいるということでございます。この数字につきましては、県内いろいろな市町村と比べますと、かなり利用率が高いところではございますけれども、数字的には2.7人という数字なわけでございます。

そういう中で、笠間市の観光についてでございますけれども、笠間市に来られます来訪者の大体大半が自家用車で来ることがまず一つ上げられます。自家用車が大体85%が自家用車で、残りの15%程度が鉄道、バスで来るといようなことでございます。

そういう中におきまして、観光市バスが2,000人、月2,000人の利用者があるというようなことでございますので、私どもとしましては観光に対するフォローにつきましては、今の周遊バスで十分間に合うのかなというふうに考えておるわけでございます。

それから、デマンドタクシーが先ほど申しましたけれども、土日運行ということになりますと、いろいろな計算からいきますと、病院その他でやりますと、残りが、先ほどの2.7人に対しまして、0.7人ぐらいの1台の利用しかないというような状況でございます。そういう中で、それを運行することが市民に理解が得られるのかとか、そういったいろいろなもろもろの問題を考えますと、現段階では周遊バスで観光客については十分間に合うし、市民についても理解が得られるのかなというふうに考えているところでございます。

○5番（石田安夫君） 議長。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 3回目ということで、すぐ終わりますけれども、今のデマンドタク

シー、土日は運行しないということは、それは私もよくわかります。ただ、10台のタクシーが、事業者が持っているから、それは土日は事業者の問題だからかまないということだと思んですけど、私としては、10台の小さいバスが、ある方が、ちょっと話は変わるんですけども、笠間市に観光バスで遊びに来たと。お稲荷さんへ行って、陶芸公園へ行って、あと、こちらも下市毛の方に行って、そのまま違う場所に行って、ごはんを食べて、そこで遊んで、1日帰って5,600円とか何とか言っていましたけども、そうすると、笠間市にいるのはせいぜい1時間、2時間くらいですよ。ところが、土日にそういうバスが細かく、要するにぐるぐるぐるぐる回っていてくれれば、観光客は車をそこに置いて、笠間に来るのは85%が乗用車に乗ってくるわけですから、その方は、変な話、窯元に車を置いて回遊していただければいいわけですよ。車じゃなくて。そういう考え方はできないものですかね、ということをお聞きしているわけですよ。もったいないでしょ。周遊バスは確かに回っていますよ。でも、実際に観光地じゃない場所も何カ所かありますよね。であるならば、あとは細かく入れる場所だって実際あるわけですよ。入れないでしょ、実際。佐白山に上がっているベースだって、あのバスじゃ絶対上がって行けないわけですから、その辺も少し考えてみたらどうなんですかということをお聞きしているわけですから、その辺お答え願えれば。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

○産業経済部長（岡井俊博君） 石田議員の最後の質問の中で、観光面の方からお答えしたいと思います。

先ほど来、議員の方からもご指摘あるように、小さな路地とかそういうところにも観光地がございます。観光地と言いますか、観光資源。今までは笠間発見伝ということで、着地型の商品としていくつか販売をしております。そういう中で、旅行客が足が悪く、自動車として、タクシー会社に協力を得まして、何本かを運行してございます。そういうことで、デマンドタクシーの利用については任そう、タクシー会社の方の考え方であろうかと思えますけれども、そういう面についても今後移動手段の一つとしてそれが可能かどうか、利便性を確保するというような観点からも協議をしていきたいというふうに考えてございます。

タクシーだけで回る場合、4人乗りで回れる場合もありますけども、どうしても大型の、中型と言いますか、そういうものを使うという場合もありますので、また、運行規定とか、タクシー会社の考え方もありますので、その辺もよく協議しながら、免許を取っていきたいというふうに考えています。

○5番（石田安夫君） 終わります。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、11時25分より、再開いたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年の、やはり3月議会が開かれたときに東日本大震災が起きました。そして1年がたちました。復興に向けて今懸命の努力がされていますが、思うように進んでいないのが現実ではないでしょうか。いわゆる放射性物質が関東一円の山や、さらには河川から東京湾までというふうに広い範囲で、太平洋のみならず、内陸部の湖沼にまでいろいろ広がっていることが明らかになってきております。

今各地で安全安心を確保するための除染の取り組みが行われておりますが、国の除染後の汚染物質の処理が不明確なために、混乱を起こしているのが現実ではないでしょうか。政府は福島原発を冷温停止による終息とは言っておりますけれども、実際にはどのような処理がこれからなされるかも不明であり、現実にはあの福島原発の事故が何によって起こったのかもまだ明らかにはされておられません。

そのような中で、私が今までも何回もこの問題について一般質問をしておりました。それはひとつには、いろいろと目に見えない放射能による汚染によって、市民の中に大きな不安が広がっているというのが実態であり、それらをどのように行政として、市として、また議会としても安全安心に住めるような笠間市としていくのかという観点から今までも行ってきました。

私は当初から市内の放射線量の測定と公表、全市的な調査をするように求め、さらにはホットスポットと言われるところの除染を求めてきました。市内の幼稚園や保育園、小中学校の測定結果が市報に掲載されるようになりました。かつて岩間第三小学校は0.3ぐらいという高い数値を示しておりますけれども、きょう手にしました市報によりますと、0.14とか0.15にまで下がっております。それは除染した結果ではないでしょうか。

また、野菜や食品への不安も多くあり、その放射性物質の測定器を市が買い入れ、またその貸し出しや放射線量マップが市報でも知らされるというふうになってきました。それらの中でも、市民の中には今もって避難を、どこへ避難をするかを真剣に考えている人もいるのが現状です。この問題は個人では解決するのが難しく、問題があり、今後市としてどのように取り組んでいくのか、難しい状況ではありますけれども、市がどのような対応をするのか、具体的な方針について、以下質問したいと思います。

笠間市は「住んでよいまち、来てよいまち」というふうに入居を掲げております

けれども、まず、安心してそこにいる人たちが住み続けられるためには何が必要かという点で質問したいと思います。

笠間市は東海村から30キロ圏内にあるというふうに言われます。30キロ圏内の市町村での、いわゆる原子力の安全協定を結ぶというふうにされており、新聞等でも報道されておりますけれども、今までどのように結んできたかというその内容については、私たちは新聞で知るしか方法がありません。ぜひともその辺を明らかにしていただきたい。

また、市は遠い田辺市や綾部市、さらには北海道の遠軽町等とも協定を結んだということがラジオやテレビでも報道されました。私たちは議会としてもそういう報道でしか知らない。何をそこで協定されたのか、やはりそういう点を示していただきたい。市民から、どうなっているのというふうに聞かれても、わからないと言うしかないんですね。どうということかというふうに言われますので、ぜひともそういう内容を、よし悪しという問題よりも、今どういうふうになっているかということ、やはり私は知らせていただきたいというふうに思います。

また、この安全協定の中で、避難地域の問題というのが考慮されているのかと。全部の笠間市が30キロ圏内に入るわけではありませんけれども、いま国際的に言われているのは、そういう原発のあるところから80キロ圏までをこういうふうに、いろいろな、いわゆる避難というか、そういうふうな距離だというふうに言われております。それらのことから考えると、やはり私は笠間市で域というふうにも考えても、いざというとき、どういうところに避難するのか、そういうようなこともこれらの話し合いの中でされているのか、それについてもあるのか、重ねて伺っておきたいと思います。

東海原発の問題です。この原発は既に33年が過ぎ、今年で34年となります。この原発は設計されて建設された当時から30年というのが予定だったんです。そのあれには、テストピースがああ原子炉の中に入っているわけですけど、6本入っている。5年ごとに1本ずつ出して、既になくなってしまっています。それは既に2年ぐらい前に問題になっている。30年のときに出してしまっていて、あとは中性子による、その炉の鋼鉄がどのように劣化していくかという検査ができない。それで新しいのを入れた。しかし、そこで新しいのを入れたとしても、一番初めから入っていたものがどうなるかということではなければ、全然役に立たないというのが学者の間での定説だということですね。既にそういうふうな問題を抱えている東海原発ですね。もちろん、日本の中には40年という炉もあります。30年を超えている炉も20基近くあるわけですがけれども、やはりこういうふうな危険な老朽化している原発があるということに、私は危惧を抱くわけです。

それと、笠間市は空間放射線量マップを3月の市報の表裏に載せました。私たちは昨年の暮れに、これですね、このA4でこういうふうにいただいたわけですがけれども、このマップをつくった根拠となっている、四百何十カ所を調査してこのマップをつくったわけですがけれども、それが一緒に出されなければこのマップの意味がないのではないのでしょうか。

なぜこういうふうなマップができたかということ、地元には、そのあれはありますけれども、これですね、何ページにもわたって細かく調査したのが載っております。やはりこれと一体化して市民には知らせる。

それと、3月2日付で、こういうふうな笠間市の放射線に対する考え方という、一応指針が出ました。放射線に対する。これは後、細かく問題点を指摘したいと思えますけれども、これによって初めて笠間市民は、市が除染の問題とそれをどういうふう処理するのかということを知ったわけですね。私は、これと合わせて3点でなければ、このマップはただ見るだけで意味をなさない。この地図に注文したいのは、ちょっとこれだとどこに何があるのかわからないんですね。例えば市庁舎はここにある、小学校がこの位置だということがわかるようになれば印をしてつくってくれたら、これ、大いに役立ったと思うんですよ。これ、なかなか特定するのに難しいんですね。そうすると、四百何カ所のこれが必要になってくるんですよ。これを見て、こういうふう、Aの何番というふうに見る。ああ、ここかと。ここはこういうふうな数値があるということがこれでわかるわけですから、ぜひとも、せっかくこれだけのものをつくられてですね、これをセットにして、すべての市民にというわけにはいかないにしても、できる限り多くの人たちに知らせるということが、私は必要ではないかと思うんですね。

それでですね、ここに5カ所あるんですね。高いところ。一応、高濃度のところというのは5カ所ありますということです。私たちが自分たちで市と同じ放射線を測るあれを買いました。測ってみました。そうするとですね、やはりこの地点というのは高いんですよ。それで、いろいろなところを測ってですね、全部をこういうふう報告するわけにはいきませんが、例えば手越ですね。手越としては三・一四、一三とかですね、雨どいの下は2.64は高かったですね。0.26ですね。それで、福原なんかでも0.58というところがあったりですね、南吉原では3.40というところもある。これは細かくこっちを見ればちゃんと住所も何もわかりますけども。

それとですね、この一つが松山団地なんですね。松山団地をきのう、一昨日行って測ってきました。0.24とか、高いところがあるんですね。あそこに友部高校ありますね、友部高校の西側というか、東側に北山公園、あすこのところは0.3ぐらいあります。結構高いんですね。それで、この中に、このLの18かな、18というところかな、これが東宝ランドなんですね。東宝ランドも0.24のところがある。これは公園でした。

だから、こういうところがあるということは、私はせっかくこの地図をつくって、ここは高いということがわかったならば、その高いところをもう少し細かくやはり調べて、その処置をどうするかということがやはり市としては考えるというか、処置をすることが必要ではないかというふうに私は思います。せっかくこれだけのものができるながら、これがなければ全然役に立たないんじゃないかと。近所も知らないって言うんですよ。これはもう1カ月以上前に出されていますね。2月2日付で、こういうふう市長名の文書ですけ

れども、もう1カ月以上たって知っている人いますか、これ。こういうの。見たことありますか。ほとんど市民に聞いたら、知らないって言うんですよ。だから、私はこれとこれ持って行って説明している。こういうのがあるから市へ行ってもらってくれ。全部コピーするわけにもいかないということでやっておりますけれども、ぜひ、せっかくこれだけのことをやったらですね、そういうことを十分市民に知らせて、市が一生懸命やっているという姿勢を示すということが、私は必要だろうというふうに思うんですよ。

それでですね、けさのテレビでもやって、私はちょうどテレビの放送を聞かなかったんですけども、これ、茨城新聞ですね。側溝の破損個所に注意ということで、環境省が調査指針というのを初めてこういうの出した。これ、けさの茨城新聞をコピーしたんですけども、ホットスポットですね。それをどういうふうに処理するかということを出されている。こういうのが出てくるとですね、やっぱり私なんかも測ってみて、私の知り合いさんの家のところにいますけど、あそこの側溝のところに落ち葉掃除を年に何回かする。そのときに持って行って測ったら0.5とか0.7、側溝の下はね、地面につけてやる、あるわけですね。こういうのが出ますと、市民の間でもこういうのを見たら、うちの前の側溝はどうなっているんだろうということの関心を示して測ると思うんですね。やはりそういうところの処置というのをやっていただきたい。

あと、この問題については、後ほどまたしたいと思います。

それでね、ついでに、この笠間市の放射線についての考え方ということは、これも民有地で、高濃度何とかのあれに入っていないと国から費用が出ないと書いてあるんですけども、これは、私有地は自分のところで処置しなさいと書いてあるんですよ。この中に。私は、農家何かで広いところだとそういうことも可能だと思うんですけども、市街地の人たちはそんなできないんじゃないでしょうかね。

それでこれで一番疑問に思ったのは、入れるのが土のうだって書いて、土のう、土のことですね。あれ、ホームセンターに行けば、知っています。売っています。安くてね。50個でいくらかな。本当に10円とか15円。だけど、あれは全然使えませんよ。私もちょっと百姓まねごとをやってますから、堆肥つくったの、入れたり何かしますけど、雨にかかったらみんな出ちゃうんだから。粗い織り方なんですよ。雨がかかったらどんどんどんどん抜けていっちゃう。これ、1個のやって、ちょっと1カ月もたたないうちに持ち上げることもできないくらい破れちゃう。だから、どういうふうな土のうなのかというと、やっぱり言わないと簡単に破れるようなものを入れて、かえってどこかに置いたら悲惨じゃないかというのが、私はこれを見たときの一番の疑問ですね。これで自分の敷地内へ保管して、三、四十センチの土をかけておけて、ここに書いてありますね。だけど、三、四十センチの土をかけて、ほうっておいてね、1年か2年したら、草が生えちゃってどこへ行ったかわかりませんよ。それでずっと見ていたら、一時保管だってあるんですね。一時保管すると。一時というのはどういう期間なのかという、何年もあるのか、1カ月なのか。

市が中間处理的なところへ確保するからそれまで置いてくださいというならわかるけど、一時保管しておけと言っても、これじゃあ全然どうしようもない。一時保管と言うなら、期間がやっぱりあるわけですね。やはり、そういうふうなことで、個人にあまり責任を負わせると、やはり私はそういうふうになったらでは、やはりかえって拡散してしまうのではないかと。そういう破れやすい袋何かで入れてですね、持って歩いたりしたら、落ちたりして。そういうことがありますので、その辺のことは十分検討して、どういう容器にやるのが、すぐに集めておけるような中間処理施設がつけられるのかということも、あわせてやはり私はやっていただきたいというふうに思います。その辺のことを、これからの除染の問題で重要だろうと思うんですね。

時間もあれですから、2番目の自然エネルギー太陽光発電の促進についてということで、ちょっとこの項目から見ると、3つの問題点をちょっと上げておきましたけれども、笠間市では今、本庁の前と市立病院の駐車場にパネルがあるんですね。パネル、ソーラー発電のパネルがある。市民から、あれは何だと聞かれたことがあるんです。それで、こういうふうに見ても、何キロ発電、あれ、パネル、こういうふうだね、パワーコンディショナーのコントローラーパネルがあって、そこには表示する、私のところにはありますけど、私のところは小さいからこのくらいですけどね、そこをちょっと見ると、今どのくらい発電してどうかということがちゃんとわかるようにパネルがあるんですよ。そういうのを設置して、例えばロビーなりにね、そして今こういうふうな発電してこうだよというふうなことを示すような装置を、まず私はね、早急にあるはずなんですよ。それがないと全然わからない。意味がね。

それと、実際には、今までもう1年以上やっていると思うんですけども、どのくらい発電して、売り買いしているわけですね。どのくらい発電して売り買いしたかということもわかれば、そういうところで掲示したら市民の関心というのは、私は深まると思うんですね。

それと、今回の震災の問題で、私は一番、もう1点感じたのは、市の機能という問題ですね。電気が落ちました。簡単に市の機能はストップしましたじゃ済まされないんですね。確か、今度の一般予算の中に3,000万という発電機買うという予算が計上されておりますけれども、このソーラーシステムがあって、昼間は使いきれないか、どうなっているかわかりませんが、一つは、市庁舎と市立病院で最低どのくらいの分が必要なのか。最低どのくらいの電力がないと、市立病院、入院している人もいるわけですから、電気切りました、酸素も送れませんということだったら、大変なことになるわけですから、そのようなことを考え、何キロくらいが必要かということをお案して、空き地等に市の、いわゆるソーラーをもっとつけるなりして、今、ナトリウム、今いろいろと電池とかにナトリウムイオンというのか、イオンナトリウムっていう、名前ちょっと忘れちゃったけれども、そういうふうな開発で、日本だけでしかつくっていないという電池があって、それがすごく今

のリチウムとかいう電池より安くでできるというような報道もありますから、そういうようなのを検討してみて、やはりこの本庁舎とせめて市立病院ぐらいは2日、3日の電源が確保できるようにすべきじゃないでしょうか。

それとですね、太陽パネルについての市の補助が出ていますね。それで、毎年100ぐらいやっているわけですけども、とにかく募集して、行ったらすぐおしまいになっちゃう。「もういっぱいだ」と言われたというのを何人も聞くんです。それで、夏ごろうちを建てかえることになったけど、あれ、使えるかなと行くと、もう予定はないと。そうすると、春先ぐらいに建設する予定のある人しか、そういうところへ参画できないというようなことじゃなくて、私は既存の屋根にも取りつきたい人、または自分の庭で空いているところへつけたい、庭につけている人も現にいますからね。ソーラーを。そういうふうな希望があれば、一定の条件はあると思いますけれども、補助できるような体制というのを考えたらどうでしょうか。とにかく、市報で見て行ったら、いっぱいだったという人がいるんですよ。したら、だれか業者が全部占めたんじゃないか、調べると言われまして。業者が一括して大多数を占めちゃったんじゃないかって。それで自分の売り出すうちに乗せたんじゃないかって、そういうような話も出るぐらいですから、その辺のことをですね、それでまた、希望者がうんと多い場合には、補正予算なりなんなり組むなりして、そういう人たちの希望をかなえられるように、ぜひこの辺は促進をしていただきたい。

私は先ほどいろいろ原発の問題で申しましたけれども、今、原発が再稼働できないというようなときに、やっぱり自然エネルギーをどういうふうに活用する問題として、市も取り組んでいくという姿勢が必要じゃないでしょうか。

それと、エコフロンティアかさまの搬入される問題。これ、私はなぜこれをやるか。私のところに埼玉だとか、いろいろなところから問い合わせが来るんですよ。そうすると、今一番の問題というのは、汚泥だとか焼却灰が秋田とか青森に行って返されたという県はいっぱいありますよ。東埼玉の5市1町でやっていた、東埼玉資源環境組合というのがありますが、そこも青森から返されたという。400とか500ベクレルぐらいしかないけれども、それでもだめだと言われた。どこへ持って行くかという、決まったらしいんだけど言わないんですよ。近隣の市町村だと言うんですよ。僕はエコフロンティアにも来ているんじゃないかと思ってエコフロンティアにも言ったんですけど、知らない、知らないで言ってね、というふうなこともあるわけですね。それでいろいろほかの、稲敷市の市議さんも来て案内して見たりなんかしたわけなんですけれども、そういうところも、今問題なのは、汚泥とか焼却灰の受け入れをされなくて、出す方も受け入れる方も言わない。闇から闇に動いているのがあるんじゃないかと心配しているんですよ。私たちがエコフロンティアに持ってくるべきじゃないというふうに言っていないんですよ。来たときの、どういうものが来て、どういうふう処理されたかという、事業団としては明らかにするということをお願いしているというか、話し合いをするわけですけども、1回も応じないんですね、

正式には。私たちとしては、がれきやなんかを受け入れるのはやむを得ないというふう  
に思うんですけども、それがどういうものであるかということをはっきりして、それはそ  
れなりの処置をしてということがわかれば、それはだれでも納得すると思うんですよ。  
知らない、知らないって、見ると埼玉ナンバーとか栃木ナンバーの車がじゃんじゃん来  
ているんですね。千葉ナンバーとか、いろいろなところから来るんですよ。あすこで見  
ていると。そうするとやっぱり疑心暗鬼になる。何かおかしいんじゃないかと。隠して  
いるのはおかしいということになりますから、ぜひとも素人としてもですね、この問題  
については事業団の方に。

それとですね、市長も事業団の理事になっていると思うんですけども、今度事業団が  
変わるんですね。今年度中に手続きをして、来年度から今の公益法人から一般法人にな  
るというふうに、私たちと話し合いの中で課長さんが言ったものですから、県に問い  
合わせして、大内県議に頼んで全部資料をもらったら、いわゆるそういう方向でやっ  
ていると。そうすると、あすこは公共でやるから、公益法人でやるから安心だ、安  
全だという施設だったんですね。知らないうちに全然、一般法人に変えられてしま  
うということになったら、これ、約束が違うんじゃないかと思うのが、市民の、私  
たちの感情なんですよ。何も説明なくて、聞けば、そういうふうな方向でなり  
ましたということだけでのね、事後報告みたいなことだけじゃ、こういう、こ  
れはもらった資料ですけど、これは資金繰りの問題なんか書いてあって、この  
中にそういうふうな問題があるわけですね。その辺について、市もそういうふう  
なことをちゃんとつかんでいるのかどうか。当初の約束と違うような組織にな  
ってしまっている。果たして本当の安心が守られるのかどうかというのを危惧す  
るものですから、ひとつ、市としても十分やっていただきたい。

それと、耕作放棄地の問題で、やはりこの問題は、私は前々からも取り上げてお  
りましたけれども、イノシシの被害だとか、見るに見かねるんですよ、もう私  
たちの回りも。ことに山間地の山あいのところの畑というのはほとんど放棄さ  
れているような状況になって、イノシシの自由勝手のすみかになっている、い  
うふうな状況なんですね。

それでですね、私も前から思っていたんですけども、こういうふうに人口も減  
少したりなんかしているような中では、やはりなかなか人口をふやすというこ  
とも難しいと思えますけども、一方では、私の友人なんかもありますけれど  
も、都会の人たちの中で、少しでも農業をしたいと、自分で何かを生産したい  
という人、結構いるんですよ。この5月にもちょっと何人かで私のところを  
訪ねてくるようになってはいますが、そういう人たちをどうするかという問題。

私は、今耕作放棄地になっているところの、どこの耕作放棄地で、そこは貸  
してもいいよと思っているのかどうか、調査したらどうでしょうか。それで、市  
にそういうふうな、何か問い合わせがあったら、そういうところを紹介して、  
来てやってもらおうと。大規模開発となれば金もかかりますけれども、今  
ある道をちょっとね、車が入れるようなところだ

ったら、それで私は、そういうふうなことを進めて、クラインガルテンには今満杯で、大勢の人知って、私のところにもときどき訪ねてくる人もいますけれども、ああいう人の中にも永久に居住したいと言う人もいるんですね。5年しかいられない。3年目ぐらいでそういう募集をして、2年かけて住めるような手当を引き合うということも、今農協が指定管理者になっておりますけれども、そういう点をひとつやっていただいた方がいいんじゃないかと。

以上で、まだあれですけど、1回目を。

○議長（柴沼 広君） 市長 山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

鈴木議員の持論なり、ご批判を聞かせていただきましたけれども、かなりですね、市の取り組みに誤解をしているところがあるのではないかなと、私は思っております。

質問の答弁の前に、放射線の対策については、2月の市報に掲載をさせていただいております。市の考え方を。また、その考え方をペーパーとして各公共施設には配布をさせていただいております。全市民の方が見るか、見ないかということになると、また別問題でございますが、広報は取らせていただいているところでございます。

それと、合気道の関係で、田辺市、綾部市、遠軽町と協定を結びましたが、鈴木議員、このことについては、協定を結ぶ前に議会に報告もしておりますし、締結した後も私は報告をしております。そしてですね、議長が議会を代表して出席しているんですよ。あたかも行政執行府が勝手にやったような言い方ははなはだ遺憾であると思います。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○市長（山口伸樹君） 次に、質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、安全協定の件でございますが、現在の法律では、原子力施設が所在する自治体と、県が安全協定を結んでおります。そして、その安全協定を一部除いた部分で、その周辺に隣接する自治体と同じく安全協定を結んでおります。で、その、また隣接、いわゆる原子力施設が所在する隣々接自治体、これについては、通報連絡協定ということで締結をされております。

笠間市の場合は、例えば東海第二原発からしますと30キロ圏内ということでございますが、現在の法律ではそのような形になっておりますので、笠間市は隣々々接地域でございますので、協定書は結んでおりません。

そういう中で、今回の事故に伴いまして、国の方で防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を拡大方針に伴い、本市も30キロ圏内に位置することになり、いわゆる緊急防護措置計画範囲という地域に、笠間市の1/3程度がエリアに入ることになりました。このために、私どもとしては、東京電力福島第一原発発電所の事故後、去年の23年の12月28日に、本市を初めとする水戸地区の9市町村で構成する県央地域首長懇話会で、協定書の枠組み

及び内容の見直しについて、要望書を茨城県に提出をさせていただいたところでございます。

次に、エコフロンティアの関係でございますが、財団法人茨城県環境保全事業団が公益法人から一般的な経営法人に変わることについて、特に説明があったのかとのお尋ねでございますが、昨年5月に開催された理事会において、公益法人に係る制度改革に伴い、平成25年11月30日までに公益法人または一般法人に移行を行わなければならない、事業団内部で検討を行っており、今後、他県の廃棄物処理センターの動向を見きわめつつ、平成24年度末までに、新公益法人制度への移行申請が行えるよう、理事会等に図りながら公益法人か一般法人かを検討してという説明を受けております。私も理事になっておりますので、受けております。

また、公共関与の責任を放棄するのかとのお尋ねでございますが、一般法人になりますと、主務官庁・環境省の監督から離れ、事業活動が積極的な主基準は可能になり、役員構成などの規制の見直しもありますが、その場合でも環境保全委員会、エコフロンティア監視委員会の実施及び4社協定は現状と変わりませんので、設立当時から関わってきた市の役割、責任についてはこれまでと変わらず責任を持って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） ここで、暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番西山 猛君、22番小蘭江一三君は所要のため退席いたしました。

それでは、総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 私の方から、「広報かさま」2月号に掲載しました空間放射線量マップについてお答えしたいと思います。

議員さんの方から、このマップですね、表紙の次を開きますとマップが出てくるわけですが、これの測定地点を示すものもなぜ掲載しなかったのかというご質問がございました。

測定地点はA4の、印刷でいきますと11ページに及ぶというようなことになりまして、とても広報紙で掲載できないというようなことからホームページでお知らせしているところでございます。

次に、除染した土壌を保管するため、保管容器を備えてはどうかというようなご質問がございました。市民の方々が雨どいや側溝など、部分的に除染を行った土壌は、原子力アドバイザーの助言を踏まえまして、土嚢に詰めて敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で覆

った上で埋設し、人が近づかない敷地内の一角に一時保管をお願いしておりますということでございます。この場合、土嚢袋の厚さ等については特に記載はしてございませんけれども、なるべく丈夫なもので対応していただきたいなと考えておるところでございます。

また、一時的というのはどのくらいの期間のことを言うのかというようなご質問がございました。セシウム134はご承知のとおり2年、セシウム137は30年ということで半減期を迎えるということでございますが、現在のところでは、相当長期にわたっての保管をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、自然エネルギー太陽光発電の促進についてでございます。太陽光発電システムの表示パネルにつきましては、本庁舎においては市民ホールの市民課前の西側の壁に、また、市立病院では待合ロビーの壁に設置してありまして、どちらも液晶テレビにより、月・日ごとの発電量や太陽光発電についての説明などを表示しているところでございます。出力はどちらも10キロワットでございます。訪れた市民の皆様方に発電状況の詳細がわかるように整備を行ってまいったところでございます。

本庁舎の発電量につきましては、年間1万3,500キロワットアワーとなっております。これを電気料金に換算しますと、年間約17万前後となります。

今後、市の取組や太陽光発電のPRに努めていきたいと考えておるところでございます。

それから、緊急時の電源でございますけれども、市立病院につきましては、人工呼吸器、輸液ポンプなどの医療機器に使用するものと、非常用電灯に使用するため、非常用発電設備を設置してございまして、発電出力64キロワットで、燃料は75リットルのタンクで約2時間程度運転が可能です。もちろん、燃料の補充をすれば運転時間は長くなるわけでございます。

また、本庁舎につきましては、現在、発電能力が16キロワットの消火栓ポンプ用発電設備が設置されているのみですので、大規模災害の際に対策本部となる本庁舎に非常用発電設備を設置するため、24年度予算で3,000万円を計上し、早期に整備する予定でございます。予定としましては、発電出力250キロワットで、3日間運転可能なものということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木議員の質問にお答えいたします。

太陽光発電システムの設置費に対する補助は、地球温暖化対策の一環として平成22年度より開始し、平成22年度は49件の補助を行いました。平成23年度は東日本大震災の影響による長期間の停電や電力供給不足の影響、再生可能エネルギー買取法の成立などもあり、太陽光発電に対する関心が非常に高まり、補助申請件数も増加しております。

補助の申請受け付けにつきましては、最初の22年度は申請順に受け付けを行いました。

要望が多く、短期間で予算枠がいっぱいになってしまったことから、23年度は抽選方式に変更し、当初予算で91件の応募に対し86件の方が当選、9月補正予算分で38件の応募に対しまして21件の方が当選しております。その後、当選者でキャンセルがあり、現在92件の補助申請を受けております。

議員質問の希望者全戸が補助を受けられるようにできないかということですが、今年度抽選で22名の方が落選し、補助を受けることができなかったわけですが、今年度の状況を踏まえ、平成24年度の補助金の予算につきましては、23年度当初より500万円増額で予算を計上しております。予算の確保が図られれば、おおむね希望者の方に補助できるものと考えております。

また、既存の屋根や空き地に設置した場合の補助でございますが、これも補助対象となっております。家を新築する場合に合わせて設置する場合と条件は同じでございます。

次に、エコフロンティアかさまに搬入される放射能の汚染についてでございますが、各地の市町村や一部事務組合から発生した焼却灰のエコフロンティアかさまへ搬入を市は把握しているのかとお尋ねですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号イにおいて、一般廃棄物の処分または再生の場所が、その区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ処分または再生の場所の所在地や一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分または再生の方法などを事前に通知することとされているため、市町村等から発生した焼却灰についてはすべて把握しております。

その中では、ご質問の東埼玉環境資源5市1町広域組合が出す焼却灰等は、エコフロンティアかさまには搬入されてございません。また、産業廃棄物についても確認をしております。

エコフロンティアかさまに搬入されている廃棄物については、市が全体の搬入物を公表するものではなく、受け入れ事業者であるエコフロンティアかさまが公表するかどうかを判断すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

○産業経済部長（岡井俊博君） 11番鈴木議員のご質問にお答えします。

耕作が不可能になった耕作放棄地を調査し、田畑を貸し出す制度を進めたらどうかというご質問でございますが、当市の耕作放棄地ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足などの理由により、年々増加傾向にあり、「2010農業センサス」によると、約769ヘクタールで、耕作放棄地を農地として活用するため、平成22年度から、国の事業であります耕作放棄地解消事業を取り入れ、解消に向けて既に取り組んでいる状況でございます。

また、平成23年度に、ある程度のまとまりのある耕作放棄地を対象として調査を行いまして、その結果、15アール以上のまとまりのある耕作放棄地の所有者は113名、124筆、面積では約32ヘクタールとなっております。

平成24年度はこの調査結果をもとに、所有者の総調査を行い、農業委員会と連携を取りまして、耕作を希望する農家へ斡旋できるよう制度化を予定しております。

また、田舎暮らしを希望する方からの問い合わせ等もあることから、平成24年度に農地を含めた空き家情報の調査を行い、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 何点かね、市長さんは誤解されているんじゃないけど、誤解している面もあるかもしれませんけれども、今まで公表されている部分というのは新聞でしか知らないということがたまたまあるんですよ。それは全協で報告してとか言われますけれども、やはり私たちとしては、市がいろいろなところと協定を結んだり、県やいろいろなところと結ぶことはあり得ると思いますけれども、できる限り公表していただいて、それがどういうふうに市政の中で役立っていくかということ、私たちと一体となってやっていかなきゃならないんですよ。東電だとか県や国、去年の4月ごろに要望書を出していますけれども、それは公表されていないんですよ。そういうのも。私は市長公室長のところに行って、前に行きましたけれども、そういうのがあるのかって言ったら、あると言うからもらいましたけれども、やはりそういうふうなものを、議員の方には、というか、市民にも示して、こういうふうな活動をしていくということを知らせていくということが、私はこれから、こういう情報社会の中で一番必要だろうと思うんですよ。

それと、総務部長の中で、ホームページ云々というのがありましたけれども、たしかすごいページ数で、私もこれ、何部かコピーしてみんなに渡したんだけど、大変なんですよ、これだけあると。金の問題、時間もかかるし、ということで、大分コピー取りましたけれども、ホームページ、ホームページって言うけど、それほどホームページ見ていないんですよ。インターネットよくやっている人に聞いても知らないんですよ。こういうのあるよって言っても、必ずしもみんなが見ているというふうには限らないので、私が一番言いたいのは、こういう立派なマップをつくりながら、それを生かすような方法ということをもっと考えたほうがいいんじゃないかということですね。皆さん、市民に知らせる方法というのを改良していくということは必要だというふうに、その辺をですね。

それと、汚染物質の処理の問題ですね。やはりこの土のう袋は絶対だめです。振って歩けば落ちちゃうんだから。乾いたら外へ出ちゃうんだから。やはりもう少し、ちゃんと今のように半永久的に自分のところに置いておけという話でしょ。私は今の問題として市がすぐはできないと思いますけれども、長期間に置いたらそういうふうな入れ物というのは考慮する必要があるんじゃないか。こういうふうな袋がいいというふうなことだとか、入れ物というのを考えないと、持って歩いたら出ちゃうんだから。乾燥したら。そういうことを考慮して、さっきから言っていたわけですね。

まだほかにもいろいろありますけど、太陽光発電その他の問題については、私はこれが

らも担当者といろいろ、すべて私の希望というか、いい方向を目指して協力したいという  
か、考えを、意見言っていくというふうに思っています。

だから、さっきの問題もちょっと、土のう袋も、長期保管。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） はい、まず、情報公開でございますけれども、私どもも安易に  
ホームページをごらんくださいと言っているつもりは毛頭ございません。見れる人、見れ  
ない環境にある人、いろいろあろうかと思えます。ですから、例えば電話等で問い合わせ  
等があればぜひ来ていただき、説明などもしていきたいと常に思っているところでござい  
ますので、すべて広報紙に載せることもそもそも無理なことでございますので、その辺は、  
ことで今後とも対応していきたいと思えますし、マップを公表する際に、主要機関が載っ  
ていないのは不親切だというようなご指摘もございました。今後とも、その辺については  
十分踏まえた上で行ってまいりたいと思えます。

もう一つの土のう袋の件につきましては、私どもは、今の段階では大変恐縮でございま  
すが、これ以上どういうふうにしてくれというものも持ってございませんので、現状のま  
までお願いするしかないと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔発言する者あり〕

○13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松です。ただいま、議長より許可をいただきました  
ので、通告に従って一般質問を行います。

先日、笠間市総合計画の平成24年度からの3カ年実施計画が配付をされました。それに  
先立ち、2月16日には、私も審議に参加しました笠間市総合計画審議会から後期基本計画  
について答申が出されております。私は、今回の計画は達成すべき目標が明確化された、  
今までよりも実効性の高いものになったのではないかと考えております。とりわけ、新し  
い公共の理念を踏まえたマネジメントサイクルの実施と計画の目標値を設定したことによ  
り、市民に対して達成度を具体的に明らかにできるという計画策定だけでなく、事業の実  
施状況や結果に対する評価にも市民も参加できるようになっているところが今までにない  
特徴点であります。その意味で、答申には計画に定めた内容がより多くの市民に伝わるよ  
うに努め、市民と行政の協働によるまちづくりが展開することを期待すると書かれており  
ます。

しかし、一方には、市民が将来にわたり、安心して暮らし続けられるよう、財政基盤を  
確立するとともに、施策や事業の実施にあたっては、重要度、有効性や効率性、さらには、  
財政状況等を総合的に判断し、計画的に進められたい。つまり、総合計画のバックボーン  
には、きちんとした財政計画が確立されていなければならないということが指摘をされて  
いるわけでありませぬ。

財政状況はどうかと申しますと、平成24年度一般会計予算案の歳入総額約275億円のうち、21%が地方交付税、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債を合わせると、歳入に占める割合は26.7%にもなります。

問題は、この地方交付税が合併による優遇措置が平成27年度に終了し、その後5年間の激変緩和期間を経て、平成33年度から通常の交付額に、いわゆる特別算定から一本算定になってしまうということにあります。これにどう対応していくのかを抜きに、笠間市の財政計画を論ずることはできません。

そこで、通告1問目の、合併10年後からの地方交付税の動向と市の財政計画について、まず、2点お尋ねをいたします。

1点目は、財政計画であります。一般会計の平成17年度から23年度決算の見込みまでの実績と、新市建設計画で作成された財政計画にはかなりのずれが生じてきておりますが、計画と実績を比較してどういうことが言えるのか、教えてください。

2点目は、合併特例債について、笠間市の場合、真に必要な事業にのみ使うということ、起債可能上限額322億円のうち、113億円しか借り入れしないことになっております。加えて、まちづくり振興基金に17億8,000万円積み立てられる予定にもなっております。そうしたことから、私はしっかりとしたモラルハザード対策が取られながら、合併特例債が有効に活用されていると理解をしております。その合併特例債は平成23年度までに81億円、予定額113億の70%以上が起債済みとなるようですが、これまでの活用状況と評価について、お聞かせをください。

次に、通告に2問目の質問です。今、国の形、国と地方政府のあり方を再構築するために、地方分権、地域主権改革が急ピッチで進められております。

昨年4月に、地域主権関連3法、その一つは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第一次一括法、そして、国と地方の協議の場に関する法律と、地方自治法の一部を改正する法律の3つが、難産の末、成立をいたしました。

さらに8月には、第二次一括法も成立をしております。この法律により、国と地方の役割分担や地方自治に関する政策、社会保障、教育、社会資本整備などが国と地方の協議の対象となりました。また、義務付け、枠付けの見直しにより、自治体が国の基準に代えて、保育所や障害者施設等の設置、運営基準などを条例で制定できるようにもなりました。

私はその際、効率性のみを重視してしまい、福祉、教育、医療などのサービス低下を招かないようにしていかなければならないと思っています。そして、地域のことは地域で決めるという本来の地域主権、地方分権の実現に向け、これまで以上に自らの権限と責任において、地域の特性や市民のニーズを把握した行政運営が必要になっております。

第三次一括法も成立に向け動き出しておりますが、今後さらに基礎自治体への権限移譲が進んでいくのは間違いありません。

そこで、これらに笠間市としてどのように対応してきたのか、さらには今後どう対応していくのか、5件にわたってお尋ねをいたします。

まず、1点目は、今ほど述べました地域主権関連3法について、笠間市としてはどう受けとめられ、評価されているのか、お聞かせをください。

2点目に、これまで地方自治体の自治事務は国が法令で事務の実施やその方法を縛るという義務付け、枠付けがたくさんございましたが、それがこの法律によって見直され、地方自治体が地域の実情に合った施設の設置や管理基準などの設定、あるいは適切な施策を講じることができるようになります。笠間市は平成20年3月に、まちづくり特例市の指定を受けていますので、既に55法令の事務について県から権限移譲されておりますが、この第1次及び第2次一括法によって、制定しなければならない条例はあるのでしょうか。

また、義務付け等が削除されたもの、条例に委任され、標準や参酌すべき基準とされたものについて、具体的にお示しをください。

3点目は、所管課と企画政策課との連携など、地域主権一括法に対応するための体制は整えられているのでしょうか。

さらに、4点目に、パブリックコメントなどによる市民の意見反映についてはどのように考えておられるのか。

5点目に、この問題に関する私ども議会との情報共有化については、どのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 石松議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新市建設計画の財政計画と、合併後から23年度決算見込みまでを比較して、何が見えるのかというご質問でございます。特に数値の返りが大きいのは国の制度改正に伴うものであると言えます。新市建設計画の財政計画は、試算推計の前提としまして、将来の制度改正は織り込めず、推計時の制度を前提に試算しておりますので、国の制度改正がありますと額の差としてそれが表れてきます。

参議院について言ってみますと、三位一体の改革による影響が如実に表れております。具体的には、市税では、18年度は計画額と決議額の差はわずかでございましたが、税源移譲後の19年度からは決算額が計画額を大きく上回っております。

一方、地方交付税においては、三位一体の改革に伴う地方交付税の抑制により、19年度には決算額が計画額を下回る結果となっております。

歳出においても、国の経済対策により、定額給付金が給付された平成21年度に補助費等が大きく伸びたり、子ども手当が創設された平成22年度からは扶助費が大きく伸びたりしておりまして、国の政策により、市の決算は計画額とはかなり違ったものになってまいります。

市の行政を推進していく中では、特に市税とともに市の主たる財源である地方交付税に依存するところが大きく、地方交付税の増減は市の財政運営に大きな影響があるため、この動向を適切に見きわめ、歳出の計画に反映することが重要だと考えております。

次に、合併特例債の達成度と評価についてでございます。合併特例債につきましては、本市におきましては、321億8,000万円を限度とした活用が可能でございますけれども、合併協議会において、このうちの約40%、130億円の発行にとどめ、道路整備や学校の耐震化などに活用するものとし、これまでに道路につきましては、既に供用を開始されております笠間小原線、友部・岩間の1級12号線などに活用されておりました、3地区の行き来に要する時間を短縮するだけでなく、新市の一体感の醸成にも効果をもたらしていると考えておるところでございます。

また、学校の耐震化としましては、岩間中学校施設整備、友部中学校大規模改造、笠間小学校の耐震補強等を実施したことにより、小中学校の耐震化率につきましては、合併時に46.3%であったものが、今年度末の見込みで73.9%となり、27.6ポイントの増となっております。

そのほかに、都市整備事業として、本年の7月の供用開始を予定しております岩間駅周辺整備事業等によりまして、駅アクセスの利便性や良好な市街地の形成を図っているところでございます。

また、児童クラブの整備、児童館建設等の少子化対策によりまして、子育て家庭の支援を行う予定でございます。

このように、新市の一体性を高めたり、均衡ある発展や住民福祉の向上を実現するために、合併特例債を有効に活用してきたと考えているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

まず、第一に、地域主権関連3法について、どう受けとめ評価しているかについてでございます。国では、地方主権改革を日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革と位置づけまして、国と地方公共団体は行政の各分野において適切な役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくこととしております。

この主権改革を進めるためには、国が政令等で定めていた面積や配置といった全国一律の基準を自治体の条例にゆだねる内容が地域主権改革の関連法でございます。地域主権改革関連法の一つ目は、義務付け、格付けの見直しと、条例制定権の拡大のための地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法であります。これは従来、国が法令で全国一律に定めてきた基準の設定を自治体の条例に委任することにより、地域住民を代表する議会の信任を通じて、地

方自治体自らの判断と責任において、行政を行う仕組みに改めようとするものであり、地域の実情に合った適切な行政サービスの提供を実現することを目的とした上、地方自治体にとって大きな前進であると評価することができます。

二つ目としまして、国と地方の協議の場に関する法律が制定されまして、地方自治体に影響を及ぼす国の施策の企画、立案、実施について、地方6団体の代表との協議の場ができることから、地方の意見が国政に反映するという点に関して意義があったというふうに考えております。

三つ目は、地方公共団体の自由度の拡大を図るための地方自治法の一部を改正であります。議員定数の法律上の上限の撤廃や、行政機関等の共同設置などを定める改正が行われたものであり、地域の実情に応じて弾力的な運用を認めようとする方向性については評価できるものと考えているところでございます。

地域主権改革全体については、地方にとって裁量権が拡大することについては評価するものでございますけれども、裁量権の拡大に伴い、施策によっては地域間格差が大きくなる可能性もあり、市の力量が問われることから、今後も基礎自治体の充実、評価を図るために積極的な権限移譲を引き続き推進するとともに、市が自ら地域の実情に応じた行政サービスの決定、実施し、地域では解決困難な課題に対しまして、広域での共同処理のや都道府県として、国による処理といったように、国と地方それぞれの役割分担を明確にして、行政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、当市で制定が必要な条例の予定数及び基準に従うべきもの、標準とされているもの、参酌すべき基準に基づいて制定するものの内訳についてでございます。

本市の条例の制定や改正論が必要な条例の予定数につきましては、8件となっております。一つの条例で定めるべき基準が複数になることがありますので、基準の条例数でお答えをさせていただきますと、今後予定する条例の制定や改正は、地域主権一括法に関する義務付け、格付けの見直しによるもののうち、7法令、23条の改正が影響することにより行うものであります。

まず、従うべき基準の条項が3件、標準とする条件はありません。参酌すべき基準の情報14件で、1つの条項のうち、3つの基準すべてを含む条例が4件というふうになっております。

また、3つの基準には該当しませんけれども、条例の制定や改正に影響を与える条項が2件となっているわけでございます。

一例を申しますと、今後予定する条例の制定や改正の中で、従うべき基準に該当するのは、介護保険法の地域密着型サービス事業者に関する基準で、従業員に係る基準、人数、居室の床面積、利用定数などでございます。

また、参酌すべき基準に該当するのは、道路法の道路構造の基準で、道路幅員、勾配、それから、公営住宅整備基準で、敷地の基準、公営住宅の床面積の整備などがあります。

次に、所管課と行政経営課の連携など、体制整備についてどのように行われているか、というようなご質問でございます。

地域主権改革に関します所管課と取りまとめ課の連携でございますけれども、条例等の改正内容の確認、市町村につきましては、総務課の文書、法制グループで行っており、地域主権改革に関する各課の情報提供及び法改正に伴う条例の改正等の把握、取りまとめにつきましては、行政経営課が一括して行っております。

地域新改革に伴う条例等の制定、改正等につきましては、部・課を越えた連絡調整会議を設置いたしまして、法令等について十分な分析を行いながら、基準設定を作成するなど、行政経営課が主体となりまして、市民サービスの維持、向上が図れるよう関係機関と連絡をし、対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、パブリックコメントによる市民の意見反映について、どのように考えているかということでございます。

本市独自の基準を定めまして、また、基準を変更するにあたりましては、地域の実情を把握し、市民の意見を反映するための手段といたしまして、パブリックコメント制度は有効でありますので、積極的に活用してまいりたいと思っておりますが、なかなか多くの意見が集まらないのも現状でございます。このため、条例案件により異なりますが、パブリックコメント制度のほかにも広く多くの意見を反映できるように、個別の条例や制定の特性に応じまして、市民アンケート、それから各種団体や事業関係機関との意見交換、各種統計あるいは実態調査など、いろいろな制度の活用をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、議会との情報の共有についてでございます。地域主権一括法の改正に基づく条例等の制定及び改正につきましては、議会の議決をいただかなければなりません。そういうことでございますので、各条例の制定及び改正の前の適切な時期に、制定及び改正の案について、ご協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、独自の基準を定める場合には、個別の基準を定めるにあたって、地域の実情や市民の意見等を把握した時点で、設定根拠を把握した時点で、そういったときに適宜報告をいたしまして、助言をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） はい、石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） まず、財政の方について、お伺いをいたします。

計画等のいずれは大変国の制度の影響によるものが大きいということです。私もそうなのかなというふうにお聞きをして思っておりました。その意味で言いますと、22年度決算でそういう状況にありながらも、官民一体の改革という厳しい状況にありながらも、8億5,600万の黒字が出るということは、非常に笠間市の財政は優秀なのかなと、総務部長が

大変優秀なのかなというふうに私は感心をいたしております。

ただ、問題はこの財政計画についてなんですけれども、今ほど総務部長の答弁のお言葉の中にもありましたけれども、当市にとっては地方交付税の割合というか、影響を受ける割合が非常に高いと、そこがネックになるんだというような内容のご答弁でございました。その意味では、合併の特例が切れてしまう33年以降、そこをどうしていくのかというところを見越した財政計画が、私はなければならぬんじゃないかなというふうに思うわけがあります。

先日いただきました総合計画の3カ年実施計画の中に、財政計画が載ってありました。こちらの方を見せていただきますと、今申し上げましたように、22年度決算では8億5,600万の黒字です。23年度見込みも8億4,800万の黒字になるというふうにあの計画には書かれているんですね。ところが、24年度は1億800万の赤字になり、25年度は8億9,600万、26年度は7億6,400万の赤字になっていく。そういう財政計画なんですね。

担当課と話をしているときに、平成28年度までの計画もあるんですよというお話がありまして、私も探してみました。行革大綱の中に、確かに平成28年度までの財政収支の試算は出ているんですね。こちらの方は、24年度から28年度までの収支はゼロとなっているわけですね。これは収支試算ですから、多分繰越金が考えられていないのでこういうことになっているかなと思うんですけれども、はっきり言って、交付税が減らされてしまう以降のことを見通した笠間市の財政計画というのは、私は率直に言って存在していないんじゃないかなというふうに理解をするわけですね。

よく財政の議論をするときに引用されることわざがあるんですけれども、「入るを量り、出づるを為す」、あるいは「入るを量り、出づるを制す」ということわざが引用されます。その意味で言うと、非常に厳しい交付税の中でも黒字を出すような財政基盤の笠間市の現状は入るを量り、出づるということはきちんと貫かれているなというふうに思うわけですが、しかしですね、これから先求められるのは、入るを量り、出づるを為すだけでなく、先を量り、今を為すという、そういう観点が私は求められていると思うんですね。先のことを考えながら、今のことを考えていく。その意味で、私は合併後20年後までを見通した財政計画を市民に対して公表すべきだと思うんですけれども、この辺に対するお考え方についてお伺いをいたします。

それから、合併特例債の期限が5年間、被災地に限って延長されるというお話が先日、全協の中でも報告がされました。今、政府の中では、被災合併市町村だけでなく、全市町村でもう5年延ばそうじゃないかという話も出ているというふうに伺っておりますけれども、最低でも5年は延びるわけですね。この合併特例債の使用期限が5年延びる、ないしは10年になるかもしれませんけれども、これが延びることによって新市建設計画の変更というのはお考えになるのかどうか、この点について、もう一つ質問をさせていただきたいと存じます。

それから、地域主権改革一括法ですね、この地域主権改革一括法で、せっかく公室長にご答弁いただいたんですけども、何がどう変わるのか、率直に言ってよくわからないと、ご答弁聞いていてもわからないという、皆さんもそうだろうと思います。私もよくわかりません。多少、私は質問しますので下調べをしていますので、多少はわかるんですけども、関連3法の中で、国と地方の協議の場をつくるというこの法律は、余り、大して、いいことであるということとは確かなんですけども、市に直接関係してくるのではないと思うんですね。

あと、地方自治法の一部改正、これは、例えば地方議会の提出条件が撤廃されるということは、まさに私も議会にとっての定数どうするのかという考え方が求められたりするという意味では、影響はあるかなと思うんですが、もっとも私は影響があるのは第1次一括法と第2次一括法の義務付け、枠付けを緩和する中身についてなんです。ここが一番大きく、笠間市にとって影響してくるんじゃないかなというふうに思うわけです。

裁量権が地方自治体に移されていくということについては、大いに評価すべきだということにふうに公室長答弁されました。私も、地方分権の確立という意味では裁量権が市に下りてくるといのは大変いいことだと思うんですが、ただ、もう一つ考えておかなければいけないのは、地域の実情に合った、あるいは基礎自治体の裁量権を拡大することによって、国によって決められていた最低基準というのがあるんですね。この最低基準も市の裁量によって決められていくということは、下手をするといわゆる国の基準、ナショナルミニマムが破られてしまうということもあり得るわけですね。その意味で、私は自治体の裁量権に対する責任というか、それから、財政縮減になっても困る。そういう意味で、この地域主権一括法というのは、私はもろ刃の剣だと思うんです。いい部分もあるけども、下手すると悪い方に行っちゃうかもしれない。その意味では、非常に市の対応、態度が問われる、そういうふうにとらえていただいているんだろうかとところを再度質問をさせていただきたいと思います。

それから、いくつか条例の制定についてはご説明があったんですけども、道路の技術的基準が参酌すべきになるというふうにお話があったんですが、お話あったもの以外にも、例えば公共下水道の技術的基準だとか、終末処理場、都市下水道の維持管理基準というのも参酌すべき基準であると思うんですけども、これはどうなるのか。

それから、今般の議会にも出されているんですが、公民館、図書館の運営審議会の委員委嘱の任命基準ですね、これ、条例改正が出ているんですけども、これも具体的に参酌すべき基準になっているんですが、これはどういうふうに参酌をされたものかというの、わかるのであればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、実はこの権限移譲について、いろいろ私も調べてみたんですけども、全国で言うと広島県とか静岡県でかなり先んじてこの分権改革というのが取り組まれていうんですね。特に広島県では、平成17年以降取り組まれているんですけども、私、

この質問をする前、広島県のホームページをのぞいてみました。そこには、広島県が17年度以降やってきた分権改革のメリット、それからデメリットが書かれていました。

あと、広島県に三原市という大体人口規模10万人くらいのところがあるんですが、そこが総括というか、メリット、デメリットについてものぞいてみたんですけども、非常にサービスを向上した事業というのは、いわゆる事務的な処理が非常に期間が短くなった。笠間で言うと、例えばパスポートなんかも、笠間で受け付けできますよね。そういう意味では非常にサービスが上がったという反面、予算だとか要員の確保、それから、職員の技術度・習熟度の問題でサービスが低下したということも、メリット、デメリットの点で指摘をされているわけですね。

そういう意味で言いますと、先ほど条例改正の説明はあったんですが、どういう権限が下りてきて、その権限に対して市はどう対応するのかというものを、市民に対して、私は明確にすべきだろうと思うんです。

まちづくり特例市になったときに、こういう権限が下りてきますよという説明を市民に対してされています。まだホームページに、それはこういう権限が下りてきて、こういう事務処理になりますよという説明が載っているんですけども、そういうようなものを、やはり私は市民に対して提供すべきだろうと思うんですね。そこを提供しないと、いくら条例改正の部分的なものをパブリックコメントにかけても、私は意見は上がって来ないんじゃないだろうかと、その意味で、きちんとした情報開示、体系的な情報開示をぜひ市民にしていってほしいということが二つ目です。

それから、三つ目は、今般の議会に出ております、私は文教厚生委員会に所属しておりますが、墓地の埋葬等に関する条例について、これももう先んじて市でやっている事務ですから、余り議論にはならないかなと思ったんですけども、意外に文教厚生委員会では議論になったんですね。これは文教厚生委員会の報告の中にも入れますけれども、墓地の許可のあり方について、今は散骨ということもやりますよね。これについてどう考えるのか。あるいは共同墓地の定義ですね。田舎の方に行くと、自分のご自宅の近くにお墓があって、それからさらに裏の方に共同墓地があるとか、あるいは共同墓地といっても親族がたくさん同じお墓をいっぱい持っている、それは共同墓地と定義するのか、しないのか。そういうことが議論になったわけです。その議論は担当所管としてどうやって集約したかということ、それは条例の問題ではなくて、要綱、規定で対応できますので、という話になるわけですね。要綱という話、そこでなってしまうと、これは議決事項ではありませんで、議会にはかかってこないですね。先ほど公室長の答弁では、議決事項なので適当な時期に議会にかけますというふうにおっしゃったんですけども、そうではなく、要綱、規定で対応すべきものもあるし、事務処理が変更になるものもあるわけですね。そういうものについてもきちんと議会に情報開示をしていただきたいということなんです。そういうことを共有化した上で、条例改正が適当なのかどうかという判断ができるような、そういう議

会との情報の共有化を図れるようにご判断をいただきたいということなんですけども、その点についてはいかがかということ、さらに再質問をさせていただきます。

それと、もう一つは、私は大変心配をするんですけれども、今回は法定移譲になるわけですから、経費は法定移譲ですから、市町村負担になると思うんですね。この経費については、地方交付税措置をされるんでしょうか。それとも市の持ち出しになるんでしょうか。

それから、先ほど申しました、広島のを上げて恐縮ですけれども、専門的な知識が問われる部分についてはデメリットになっているというふうに、広島のホームページを見ますと書かれているんですが、そういう意味で、今回の条例改正、権限移譲によって専門的な知識、対応が問われた場合に答えられるような、そういう執行体制は準備できているかどうか、これについても再質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 私の方から、まず最初に、今般の大震災による被災地の合併特例債期限が延長されることになったが、笠間市ではどのようになるのかと。また、それによりまして、新市建設計画の変更はあるのかというようなご質問にお答えをまずしたいと思います。

被災地の合併特例債期限の延長につきましては、通常、合併後10年を期限に合併特例債の発行が認められているものを、東日本大震災の被害を受けた合併市町村の実情にかんがみ、法律の改正によって特定被災地においてさらに5年延長し、合併特例債の適用期限を最大15年とされたところでございます。議員さんのおっしゃるとおりでございますが、現在、この適用期間をさらに5年延長し、当初の合併の10年を20年間にすることを可能とする法律案が、ただいま国会審議中でございます。

本市の場合、現在、東日本大震災からの復旧・復興を目指して鋭意取り組んでいるところでありますが、同時に合併後継続している新市建設計画に基づいた事業にも取り組んでいるところでございまして、災害復旧・復興を優先することにより、新市建設計画に基づく事業について期限を延長するような大幅な遅れがあるとの認識は、現在のところ持ってございません。

しかしながら、特例債の適用期間の延長は、合併市町村にとって大変ありがたい制度ではございますので、今後の事業の進捗状況を見ながら、延長についても検討は必要であると考えているところでございます。

ただし、新市の一体感や均衡ある発展に資する事業なのかを見きわめ、対象事業を限定する形で延長することが大事ではないかと考えております。

なお、期間を延長する場合には、当然新市建設計画の変更を要することになりますが、その際の手続きとしては、茨城県との協議を整えながら市議会のご議決により、変更していくこととなるものでございます。

次に、交付税削減は合併10年後からなので、少なくとも合併20年後までの財政計画を作成し、公表すべきと思うがどうかというご質問でございます。

合併後11年度目の平成28年度以降、地方交付税の合併算定替に係る数値が9割、7割、5割、3割、1割となりまして、合併後16年度目以降の特例措置はなくなることを考えますと、目標とすべき中長期的な財政計画は必要であると考え、今後積極的に作成を進めていきたい、いかなければならないと考えております。

しかしながら、国の施策が毎年変化をし、3年先、5年先の国の地方財政対策が見えない中で、10年先、20年先を展望するには余りにも変動要因が多いと思われ、作成にあたっては、実態と比べて余り乖離しない計画を策定できるのかは疑問なところもございますけれども、毎年ローリングしながら修正していくということで、可能ではないかと考えております。

また、長期スパンでの財政計画につきましては、どうしても推計値とならざるを得ない部分がございます。そうした部分も断り書きの中に添えて公表していくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） 石松議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど来、お話しておりますように、地域主権一括法につきましては、笠間市、地方自治体にとっては意義あるものであろうかというふうに考えております。地方にいろいろなものがゆだねられるということでございますので、よろしいかと思っておりますけれども、まだまだ地方にゆだねられる部分というのがほんの一部であることは確かかというふうに私は認識をいたしております。

裁量権の問題でございますが、裁量権がもっともってできないのかなというような感じではございますが、いずれにいたしても、これだけの裁量権、まず第一歩としてあったということは一つの前進だろうと考えているわけでございます。

笠間にとりましても、市民生活の向上ということを考えまして、地域に合った条例をつくるということは、先ほど来申し上げているところでございます。

その中で、義務付け、格付けの中で、最低基準をえてして破るといようなことも発生すれば、市民生活に大きな影響を与えるのではないかというようにございまして。当然、まず第一に考えなければなりませんのは市民生活の向上ということでございます。そういうことから考えまして、国の基準に沿ってやるべきであろうと私は考えております。そういう中で、どうしても地域と合っていない部分、基準を下げる部分がもし出てくる場合があるとすれば、それなりに市民あるいは議会の皆様方にもご理解いただけるような、そういった方法を取りながら、全体が理解した中での基準の算定ということもやらざるを得ないのかなと考えております。いずれにいたしましても、財政を理由に下げるといよ

うな、そういうことは考えないつもりでございます。

それから、道路法の関係でございますけれども、これにつきましては、道路法、下水道法、これにつきまして参酌すべきことであるというようなことで報告が受けております。これにつきましては、今後、内容につきまして地域に合った形での道路構造令の改正とか、あるいは下水道の維持管理基準とか、こういうのは今後地域に合ったような形で決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、地方分権によりましての専門的技術がないという中でのデメリットが多く出てくるのではないかというようなお話をいただきました。確かに今これから、いくつかの地方分権承っておりますけれども、議員おっしゃられるように、それだけの専門的知識が果たしてあるのかということは、私どもも大きな課題となっているわけございまして、それらにつきまして、逆に笠間市に権限が移譲されたことによりまして、市民サービスの低下になっては何のための権限移譲かわかりませんものですから、それらについては笠間市もそれなりの執行体制を考えるということで現在進めております。

例えば建築士につきましても、今年専門的な職員を1名採用しまして、技術的な専門性を高めていきたい、あるいは、人事の中でも、それなりの専門知識を持つ者についてはある程度その部署で勉強させて、それなりのことができるようにというふうに考えているわけでございます。

それから、あとは、要綱等の場合は、議会との共有化、その辺はどうかということでございます。これにつきましては、今回、昨年度の5月ごろからですか、この一括法が出てきた中ではまだまだ我々も勉強中でございますので、そういうことを含めまして、議会といろいろ相談させていただきながら、市民に迷惑のかからない、そういったものをつくっていくことが一番大事なことだというふうに考えているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 地域主権改革一括法のからみの中で、法定移譲に関する交付税措置はあるのかというようなお話、ございました。現在、私どもが得ている情報では、交付税措置はございません。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） まず、財政の方について伺います。

新市建設計画の検討の可能性はあるという、するという事ではないけれども可能性はあるというふうに理解をさせていただきたいと思っております。それでよろしいかどうかということですね。

それと、もう一つは財政計画をつくるということで、ローリングをしていくということも、それから、ちゃんと附則の説明もつけてつくるということで、それで結構なんですけれども、単純に合併特例債というのが充当率が95%で、元利償還の7割しか地方交付税措

置をされないわけですけれども、単純に言うと40億ぐらいが自己負担というか、笠間市の負担になるかと思うんですが、これが今の状態でいくと、平成32年には残高ゼロになるんでしょうかね。ここがよくわからないので、もしわかれば説明をいただきたいということと、それと、日常の財政のローリングをする中で、非常に私は心配しているんですが、合併特例債って発行された翌年度から償還をされていきますよね。償還をされる際に基準財政需要額の中に入ってくるわけですけれども、合併特例債の基準財政需要額がふえても、ほかのもので減らされてしまうと意味がないわけですよ。この辺のチェックというのがきちんとできているのかどうかということ、むしろ説明をしていただき、チェックしていただかなきゃ困るので、チェックをしていただきたいということを含めて説明をいただきたいということですね。

それと、まちづくり振興基金の用途については今後考えていくということで、全協で説明があったんですが、これはひとつには大体明らかになってきたんでしょうか。それともまだ決まっていないということなんですか。これもわかれば答弁の中でお願いをしたいと思います。

それから、地域主権改革一括法についてなんですけれども、これも財政を理由に基準をやみくもに下げることはないと。いわゆる全体が理解した中で基準も考えていきたいというふうに市長公室長からご答弁いただきましたので、そのご答弁を信じれば大丈夫かなあというふうに思うわけですけれども、繰り返しになりますけれども、これは条例別ではなくて、どういう権限が権限移譲によって、業務がどういうふうになるのかという体系的な情報公開をぜひ市民に対しても、それから、私ども議員に対してもしていただきたいということをお願いをしたいわけですけれども、これはやっていただけるのでしょうかということです。

それと、これは地域主権一括法に直接関係しない部分で、大変申しわけないんですけれども、この地域主権の確立に沿った見直しということで、公益医療法の広域医療会計の見直しも行われております。これについて、情報はないんでしょうか。これは多分2014年、平成26年度公営企業会計が民間並みの新会計制度に変わるというふうに伺っているわけですが、これに向けた準備がされているのか。この準備の中で大変気になっておりますのは、一般会計からの借入金があるのが今の貸借対照表でいきますと資本の方に計上されているんですが、これが負債のほうに計上されるということが言われているわけですね。これは資本として扱う場合、負債として扱う場合、全く違ってきます。これは一般会計からの繰り出し制度に、繰り出しという意味でもひっかかってくるというのか、議論のあるところだろうと思うんですが、そういう議論の、私ども議員としては意見を申し上げたいんですけれども、その辺も一括法と一緒に議論ができる体制をつくっていただけるのかどうか、これ、最後に質問させていただきます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長塙 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 合併特例債の件でございます。合併特例債は今お話があったとおり、事業費の95%に充てることができ、かつ元利償還金、交付税措置が今年度70%あるということは、これを通常の補助金的に考えますと、66.5%の国の補助があり、ということは、その残33.5%ですか、これはつまり、市の一般持ち出しというような理屈になるかと思えます。

合併特例債は据え置き期間なしの15年償還でただいま借りてございまして、ですから、平成43年ぐらい、最後の年に特例債を使える平成28年にかけてとしますと、48年までかかって、償還はかかるということでございます。

それから、地方交付税の仕組みでございますが、基準財政需要額と収入額の差額を地方交付税で措置するというところでございますが、このように合併特例債の償還分については、必ず需要額の方で算入は当然していただくこととなります。しかしながら、他の項目、他の需要額の項目で減らされるということも考えられますので、完全に措置されますよという言い方はできかねるのかなというふうに考えているところでございます。

それからですね、新たに合併特例債を活用した基金の積み立てを行っているところでございますが、合併協議会の中では、新市建設事業に合併特例債を充て込むという話で決定されたところでございます。その新市建設計画の中にその後の財政状況を勘案して、特例債を活用した基金の積み立ても可能である旨記載がされてございまして、合併特例債が使えなくなることも可能性に視野の中に入れて、残事業等に充てるために基金の積み立てを行っているところでございます。

済みません、ですから、まだ使途は、新市建設計画に基づいた事業残について充てるということであって、何事業に充てるという使途は、現在のところ、明確に定まっているところではございません。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） 2つほど質問いただきまして、一つ目は、条例あるいは要綱の改正、その辺についての情報公開はどうなんだというふうなご質問かと思えます。

先ほど申しましたけれども、今回の地方分権の中で、初めて法改正についての議論がなされてきたということございまして、まさにこれは法的な地方分権のスタートというふうに私は認識をいたしているところでございます。そういう中におきまして、参酌すべきものがいくつある中では、やはり我々は市民目線で地域に合った条例をつくるというのが最大の課題というふうに考えております。そういう中では執行部、議会、それから市民が一体となりまして、その辺のことを今後やっていく必要があるということでございますので、当然情報公開しながら、笠間市にとって地域に合ったよりよい条例規則、要綱をつくっていくということが大事なことであるというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つの公営企業法のことでございますけれども、これにつきましては、条例委任事項の一覧というのが私の手元でございますけれども、この中の地方公営企業法

のことかなというふう感じております。この中に、「条例の定めるところにより、または議会の議決を経て、利益及び資本剰金を処分することができる」というような条例の内容でございます。これでよろしいんですかね。

○13番（石松俊雄君） 違います。

○市長公室長（小松崎 登君） 違いますか。はい、違うということであれば、現在、水道課それから病院会計につきましては、研修会には行っているようでございます。担当者が説明を今承っているところでございまして、それらについて、出席しまして、その情報が収集しましたら、またそれはそれでお話を申し上げたいというふうに考えております。現在の情報については今収集中ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、2時20分より再開いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時20分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番町田征久君の発言を許可いたします。

○19番（町田征久君） 19番の町田です。

先に通告しました、1、市税滞納の徴収について、2、空き家、空き店舗対策について、3、市の省エネルギー対策について、4、生活道路の改善についての4点を一般質問いたします。

最初に、市税滞納の徴収について。

長引く不況、円高により、産業の空洞化、失業率の増大、前年度の収入により課税されるために、市税の滞納額が増加傾向にある。平成22年度の決算書によると、市税滞納額は12億6,345万7,474円、国民保険税14億5,355万384円、合計27億1,700万7,858円、その中で、市税の軽自動車の2,880万9,958円の種別ごとの滞納額の内訳をお伺いします。また、市としては、どのような滞納対策を取っているのかお伺いします。

2点目、笠間市でも、空き家、空き店舗が増加しています。安全性や防犯対策から今後どのような対策を取っていくのか、お伺いいたします。笠間市全体で、空き家、空き店舗、数はどのくらいあるのかをお尋ねします。

3、市の省エネルギー対策について。笠間市としては、LEDの導入は何%くらい導入しているのかお伺いします。

2、笠間市が管理している街灯は何灯くらいあるのかお伺いします。

4点目、生活道路の改善について。

市長の施政方針の中で、狭あい道路の整備については、日常生活を支える生活道路の整備について、交通危険箇所が緊急度の高い要望箇所を優先的に整備するとあるが、各地域の要望事項は区長を通してくださいと指導している。各地区の要望件数は現在まで何件あるのかをお尋ねします。

2点目、継続工事が2年、4年と長期間におかれている地元住民は、いつになったら工事着手、完了するのか不安になっている。そこで、次の箇所はいつになったら着手、完了するのかをお伺いします。

1点目、横関地区の排水溝整備((西)121号線)については、残り100メートルが5年経過するもまだ実現していない。

2点目、泉五霊地区の側溝の整備((西)477号線)については、4年が経過しています。

3、下郷裏池の下の道路((西)281号線)((西)277号線)及び愛宕団地から泉地区に通じる((西)309号線)の道路改良について、幅員5メートル以上で地権者の同意書を添付の上要望しているが、いつ頃着手するのかお尋ねする。

また、この狭あい道路の件については、非常に笠間市全体で、ものすごい数の狭あい道路があると思います。まず、緊急自動車も入れない、少し期間があるとすぐ家が建ってしまい、せっかく同意書もらったのに、何もなくなるといような状態が続いているわけです。

1回目の質問を終わります。

○議長(柴沼 広君) 総務部長塙 栄君。

○総務部長(塙 栄君) 市税滞納の徴収というようなことでの、平成22年度決算時における軽自動車税の滞納額の種別ごとの内訳について、ということでございます。

50ccのいわゆる原付と呼ばれているオートバイが1,327件で、滞納額132万7,000円、50cc以上、125cc以下のオートバイが66件で滞納額は9万800円、125cc以上、250ccまでのものが303件で72万7,200円、250ccを超える二輪の小型自動車が302件で120万8,000円、農業用の二輪から四輪のものが延べ148件で31万7,300円、貨物から自家用までの、いわゆる軽四輪の自動車でございますが、これが4,531件で滞納額が2,485万6,958円でございます。そのほかに、ミニカーやボートトレーラーなどが68件で、28万3,500円でございます。

これらの滞納額に占める割合としましては、原付も含めたオートバイが全体の約11.6%、農業用のものが2%、軽四輪の自動車が約86%になっております。

続きまして、市としての滞納対策でございます。まず、納期限を経過しまして、督促状を発送しても納付がない方については、再告状で納付を促しているところです。この段階で納付のない方については、預金や給与の差し押さえの予告を行い、それでも納付されないという場合には滞納処分の手続きに入ります。前段としまして、財産調査、預金でありますとか、固定資産の調査を実施し、場合によっては現地調査も行う場合がございます。それらの調査をした後、差し押さえの執行ということとなります。

本年度は震災の影響を勘案しまして、差し押さえ等の執行をやや控えさせていただいたものでございますので、昨年度の差し押さえの実績は461件ございましたけれども、本年2月末時点で、373件の滞納処分を執行しております。

また、滞納処分が困難な案件につきましては、茨城租税債権管理機構に委託しておりますけれども、この債権管理機構による実績は、平成21年度で47件、4,584万5,000円の徴収、平成22年度が43件で、5,216万9,000円、本年度は90件を移管する予定でございます。

また、本年度新たな取り組みとしまして、市単独によりまして差し押さえた不動産の公売、2件でございますが、これを実施したところでございます。残念ながら応札の希望者がなく、不調に終わっておりますが、今後滞納処分として可能なものは積極的に取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、市の省エネルギー対策についてでございます。

省エネルギー対策としましては、本市は平成21年度から公共施設に太陽光発電施設の設置やLED照明の導入を進めております。本庁舎の1・2階の事務室におきましては、平成22年度に蛍光灯のすべてをLED照明に交換し、さらに、今年度は図書館や公民館などで常時照明を使用する執務室等の照明を交換したところでございます。

笠間市の施設でLEDを導入している施設としましては、本庁舎、市民センターいわま、友部図書館、笠間公民館、市立病院の5施設でございます。

割合というのはきわめて出しづらい部分がございますけれども、市が火災保険等に加入している施設、これ、全部で119件ございますが、これで割返しますと4.2%という数字になるところでございます。

今後、24年度に中学校の職員室の照明のLED化を予定しておりまして、順次省エネルギーのLED照明灯に交換していく予定としております。

それから、笠間市が管理しております街灯でございますが、公衆街路灯が165灯、防犯灯が1,389灯で、防犯灯のうち、LED照明を導入しているものは59灯でございます。

なお、公衆街路灯については、現在LED照明にしているものはございません。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 19番町田議員の質問にお答えいたします。

まず、安全性や防犯対策から、空き家、空き店舗について、どのような対策を取っているかとお尋ねでございますが、空き家、空き店舗については、本来持ち主が適正な管理を行えば問題は生じないと考えておりますが、老朽化した空き家、空き店舗の増加は、窃盗、放火等の犯罪増加の可能性など、治安の悪化や雑草の繁茂による景観の悪化、近隣住民の不安感の高まりなど、さまざまな問題を地域にもたらすこととなります。

管理不十分な空き家、空き店舗には、不審者の出入りや放火など防犯上の問題のほか、災害時の危険性もございます。市では、既に空き地の管理等をうたった笠間市住みよい環境条例がありますので、この条例に空き家を追加し、適正な管理や所有者等に対する勧告、

命令などの規定を織り込み、平成24年度中に条例改正することで準備を進めております。

なお、本市では、活用化の空き家を定住化の一助として活用すべく、空き家バンク事業の検討を行っております。都市部から地方への移住促進は経済効果も含めて定住化の有効な手段と考え、空き家の活用を進めてまいります。

次に、笠間市全体で空き家、空き店舗の数はどのくらいあるかとお尋ねですが、市で把握している範囲でお答えいたします。まず、空き家につきましては、平成20年住宅土地統計調査によりますと、4,270戸となっております。空き店舗につきましては、平成23年9月から11月に実地調査を行った結果、笠間地区の笠間稻荷神社周辺37店舗、友部駅周辺で21店舗、岩間駅周辺で16店舗の合計74店舗となっております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 19番町田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、狭あい道路の区長要望件数についてでございますが、平成18年の合併以降に寄せられた区長要望件数は、友部地区が13件、笠間地区が36件、岩間地区が19件、合計で68件でございます。

次に、下郷横関地内の排水整備工事延長104メートルの工事着手と完成予定でございますが、24年度に工事に着手をし、年度内には完了する予定でございます。

次に、泉五霊地内の側溝整備、延長約200メートルでございますが、当該箇所は平成21年度に一部工事に着手し、現在継続事業で進めておりまして、平成24年度で残り60メートルの工事を行う予定でございます。

これらの排水整備につきましては、区長等からの要望が特に多いことから、平成24年度において重点的に取り組んでいくことで予算措置をしたところでございます。

次に、道路改良の要望箇所がいつごろ工事着手するのかとのことでございますが、市道岩（西）277号線整備延長300メートルは、下郷地内の裏池西側市道岩（（西）281号線）整備延長150メートルは、下郷地内裏池北側、市道岩（（西）309号線）、整備延長155メートルは愛宕団地南側から泉地内に通じる道路改良で、これら3路線について要望が出てございます。

本市では、これらの道路整備につきましては、限られた財源の中で多くの要望にお応えすることから、事業箇所の優先度を考慮しながら順次整備をしているところでございます。

ご質問の3路線についての工事着手予定でございますが、現在のところ、具体的な事業の計画に至っていない状況でございます。本市といたしましては、3路線の中で優先度の高い路線から事業着手するよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 町田征久君。

○19番（町田征久君） 再質問いたします。

市税滞納の徴収なのでございますが、私の手元に資料がありまして、八千代町では全職

員で滞納税徴収を実施したそうです。八千代町は副町長を本部長とする町税滞納整理本部を設置し、2月から全職員による滞納税の特別徴収を始めた。15日までの実施期間中、職員が対象家庭を訪問するなどして、本年度分の繰越滞納税のうち、約5,000万の徴収を目指す。

町の税務課によると、昨年4月からこれまでの繰越滞納総額は約5億1,847万円、笠間市は27億1,700万円、今回の特別徴収では、職員2人1組で計80組の滞納整理班を編成、滞納対象者宅を訪問、そのほか勤務先へ給与照会書を発送するなどして滞納整理にあたった。

町が滞納税削減の基本方針の一つとしている新たな滞納税の発生を極力抑える、もとの、各滞納整理班は昨年4月からこれまでの累積滞納税のうち、国保税を除いた滞納整理に従事する同本部は、約2週間の特別徴収期間中に滞納総額のうち、約5,000万円の徴収を見込んでいる。町は、税の公平さを確保するため、収納力の向上、滞納額の削減に積極的に取り組んでおり、2010年度分、昨年12月現在の滞納整理対象者計2,157名、不動産84件、預金26件、生命保険9件などを差し押さえ、総額1億432万円を税収に加える実績を残した。

結局、滞納を許さない取り組みが功を奏し、結局、市職員が全体で滞納整理と、整理をするということは、滞納している市民に暗黙のうちの圧力が加わるということです。笠間市でも前向きに検討してはどうでしょうか。まず、最初に、部課長で編成して滞納整理を実行してはいかがか、お尋ねいたします。

それから、笠間市の空き家、空き店舗ですが、この数はすごいですね、これ。こんなにあるんです。これは牛久市の空き家条例制定、県内初、所有者に適正管理を課すと。牛久市では、市、空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を制定し、7月から実施する。空き家の所有者に改善を求めて、従わない場合は氏名も公表できる。また、定住や地域サロンなどの利用にも生かしている。

今後、空き家は少子化と、それから高齢化が進み、本当に減ることはありません。私らの住んでいる地域でもどんどん空き家がふえていきます。非常に防犯上危険。これが新潟の豪雪地帯では雪かきをしないために崩れるというような問題が起きていますが、ここは雪がないんですが、結構です。

それから、これ、横関地内の排水整備、これはないぞと。泉もやると。下郷裏池。これ、下郷裏池と愛宕団地の件は、愛宕団地は愛宕山から流れて、道路を伝わって流れてくる水で畑が水浸しになるんですね。それで、あそこは私も近くなもので、あの愛宕団地はできるときに、30年ぐらい前に地権者にはんこをもらって行ったら、とうとう地権者らからはんこをもらえなくて、やめてしまったといういきさつがありました。それで、あそこの地区が14軒かな、全員で地権者のはんこをもらって、5メートル以上の道路、それから、下郷裏池の道路もどンドンどンドン1軒うちが建つとできてしまい、急がないとせっかくの地権者からもらった同意書が無駄になってしまうという。それで、これは本来は行政がやるべき問題であって、市長は狭い道路の改善に力を入れると言っても、現状の段階では、

まあ、昔からだけど、地権者のはんこをもらって、同意書をもらって、市に持ってくれば、町に持ってくればやってやるよ、やってやるよというような官命ですね。私に言わせれば、市全体の狭あい道路がどの地区にどういうふうな形で存在する。側溝のふたをしなくちゃならない箇所は何カ所ある、これをいちいち、この場所はというと、これは区長から要望書が上がっていない。それじゃ、笠間市の全体の区長が、それだけの働きをしてくれる区長が現実にはいません。順番で区長をやらしてもらおうというような状態です。だから、区長は結局町から来る発送の文書の配送でもう目いっぱい、だから、さっき言ったとおり、市は区長を通じて全部地区の要望は集約しているように取れるのですが、ひとつこの問題については市長にも頭を入れかえてもらって、課題ですね。

それから、きょう指摘したばかりだけど、全体的に見て、ものすごく側溝のふた、狭いところほど側溝のふたがしておりません。だから市の区長から要望のある場所なんていうのは本当の微々たるものですよ。

ひとつ、都市建設部長、机にいるのではなくて、1日2時間はどこの方面を車で歩いてくるとか、そういう積極性があるのもいいんじゃないかと思うんですよ。

先ほど、なぜ部課長で納税のあれで編成してまずやってくださいということは、まず各家庭を訪問すると、町に対する要望、まず一番先、税金の滞納に行って、おそらく言われるのは苦情。町は何やっているんだと。まず苦情から始まります。私も滞納整理はベテランですから何回もやりました。頭一つぐらい叩かれても、銭もらわなければ滞納整理というのはおっつかないんです。だから、ひとつ、税務課長ここにいないんだけど、総務部長、どうですか、先ほど言った部課長で1日、2日、先頭を切って行ってみるということは職員に対する見本ですよ。課長、部長が机に座っているのに、俺らが何で頭下げて税金の滞納に歩かなきゃなんねえんだ、必ず不平が出ます。その前に部課長が、こういうわけで2人1組で、例えば1日でも2日でもいいですよ。歩いてみてくださいよ。それで、もらえるようなところへ行かないで、いっぱいがんばっている、もらえないようなところへ行くんです。それで初めて指導ができるわけですから。民間の企業ならそうです。ひとつ、総務部長、再度のお答えをいただきたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 再度のご質問にお答えをしたいと思います。

私も税の公平性を確保するというのが、この笠間市の最大の懸案事項だと思ってます。納める人、納めない人、このまま放置していいわけはございません。厳しい態度で滞納については根絶をしていく必要があるというふう感じておるところでございます。

先ほど、八千代町の例等をお話になり、部課長が全面に立って滞納整理に歩いているお話も伺いました。それもそれぞれの自治体で考える手段の一つだというふうに考えておられ、本市においても必要であれば、ぜひそういうことも検討していきたいと考えます。

しかし、私は当面、個人的には再告状に反応がなく、要するに税金の滞納があっても無

視するような悪質な滞納者に対しては、財産調査をした上での差し押さえ執行というのが一番効果的な納税対策だというふうに考えております。もし、預金等がなければ、不動産、あるいは生命保険というふうに、だんだんと段階を踏んだ上での調査が必要となってきますけれども、そういうことが大変効果的ではないかというふうに考えております。

また、最近、核家族化や夫婦の共働き世帯等も増加しておりまして、なかなか行っても会えないという状況がございます。そのようなことで、滞納対策としましては、金融機関の営業時間内に納付ができないという方のために、20年度から市税等のコンビニ収納を開始しておりますし、また、税務では、毎週水曜日窓口延長を図りまして、夜7時半まで、滞納者の相談に応じる体制を取っております。

また、毎月の日曜日でございますが、日曜日の午前中にも納税相談を受け付けると、あるいは市税の収納を受け付けるというようなことで、納付機会を拡大をしまして、滞納防止に努めているところでございます。

私ども、先ほどお話したかと思いますが、毎年11月から12月にかけて、滞納強化月間を設けております。その中で今年23年度に取り組んだ内容は、住民税を給与の支払いから天引きする特別徴収制度ですね、事業者があつて、何人か雇用されている事業者等もありまして、税金等につきましても、給料から天引きしていただけないか、つまり、特別徴収の依頼をお願いして歩いているところでございます。これは、市長を初め、幹部で歩いているところでございますが、毎年15件前後がそれに応えていただきまして、笠間市の特別徴収の比率が約1%、それによって向上しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えをしたいと思います。

質問の内容でございますが、席に座っていないで現場をよく見て歩こうかというようなことだと思いますが、非常に現場の意見というのは大事でございます。現場をよく把握しておりませんと、今後の土木行政を進めるにあたっては、非常に重要なことだという認識をいたしております。これからできる限り、現場の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴沼 広君） 町田征久君。

○19番（町田征久君） すばらしい答弁ですね。前向きに言おうというから。本当に率先して出ていかないと、部下だけに任せるのではなく、それは一番部課長に言えることなんです。部長ら、課長ら、机に座っていればいいんだから、これは切実な職員の言葉ですから。私じゃないですから。これはひとつ、決して変な言葉ではありません。これは真実です。

それから、これ、ずっと前にも一回質問したんです。50ccのバイク、これ、どこのうちでも滞納しているうちは、うちの裏にかっぽってあるんだよ。かっぽってあるの。だから、

滞納に行ったときにナンバーのあれと廃車手続きをしてくれば、こんなに1,389件なんて、ないですよ。腐ったって後ろにナンバーくっついているから税金は行くわけだから。これもひとつ、減らすだけの方で、それから軽四輪、これだって4,131件。これ、私は多いと思うよ。私、軽の税金払わなければ、修理屋さんが市に行ってもらってくるんだから。車検は受けられないんですよ、これ。これ、どういう条件のもとに4,131件、すごいんじゃないですか。軽は乗らなければ廃車しちゃうから。これ、幻の4,131件というのは、私らには感じられるんですね。再度、これ、総務部長、真剣に。

それから、税金というのは、企業で言えば利益なんですよ。利益、財源なんです、財源。財源が入らなければ、利益がなくなれば、皆さんの要望事項、満たすことができないということ。払わない人が悪い、あるのに銭払わないというのはいっぱいありますよ。中には。だからひとつ、この点も一番私はわかっている、いい暮らしをしても税金を払わないんですね。払わない。本当にそれは見ればわかりますから。税務課でもわかっているんじゃないですか。おそらくわかっているんですよ。でも、行くのはいやだから、そのうちは、何となく行くのはいやだから督促にいかないというのはあるんですよ。

それから、これは空き家条例制定というのに答えはいただいているんですが、空き家条例、明確な。これは、空き家条例、牛久市で、県内で初めて空き家条例というのができたんですね。ひとつ、お願いします。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 町田議員の再度のご質問なんです、笠間市には現在住みよい環境条例というのがありまして、ここでは空き地を定義してあるんですが、ここに空き家も追加しようということで条例は考えているんですが、これは防犯や危険性の伴う住宅なので、あとは、都会の方の定住化を図るために活用する空き家については、現在、空き家バンク制度というものを検討しているので、現在条例としましては、環境保全課で管理している住みよい環境条例を改正して空き家を盛り込むということで考えてございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 私の方から、滞納いろいろ税務課あるわけでございますが、軽自動車の滞納の対策について、ちょっとお話をしたいと思います。

軽自動車税を滞納している方で、お1人で何台も登録車両がある方、あるいは登録が古い車両で滞納が続いているというような方につきましては、毎年税課職員がその所有者宅を訪問しまして、課税車両の現地確認を実施しているところでございます。ただ、先ほどもお話したとおり、滞納者がご不在というような場合が非常に多いんですが、こういう場合には不在連絡票を置いてきて、本人からの連絡を待ったりしているところでございます。23年度においては、163人で合計323台の現地確認を実施しているところでございます。

既に、車両本体、あるいはナンバー等が不明になっている場合でも、正式に廃車の手続

きをしていない場合は課税の対象となりますので、使用していない125cc以下の原動機付自転車や農耕車等につきましては、税務課に廃車申告書兼標識返納書、標識返納書と言いましたが、これはナンバーが実は実際なくても、標識返納書には記載することが可能ですので、それをまず記載して提出していただくことによりまして、翌年度からの税金は差し止めになるところでございます。

二輪の軽自動車、あるいは四輪の軽自動車等につきましては、茨城陸運支局、これ、水戸市にございます、それから、軽自動車検査協会、これは茨城町にございますが、ここで名義変更や廃車手続きを済ませませんと引き続き課税対象となります。

しかし、車両が盗難に遭ってしまったとか、解体した、あるいは今回の震災のように被災した場合などには、その証明書を添付しまして、軽自動車等使用不能申告書というものを提出していただいた場合は、これらの事由が発生した翌年度から課税の取り消しとなります。

また、軽自動車等が所在不明などの場合、上記の申告書を、ただいま申しました申告書を提出いただいた翌年度から課税保留ということで、課税保留というのは、台帳は抹消しませんが、税金の納付書は発送しませんという状況でございますが、そういう状況となります。

ただし、車検の有効期限がある車両につきましては、その車検満了日の翌年度からの課税保留ということになります。この課税保留につきましては、後日、その事由が該当しない理由だったというようなことの場合については、遡及して課税されるということになります。

現地確認の際には、軽自動車の廃車手続きについての事務文書でありますとか、車の変更手続き、移転手続きはお済みですかと、このようなパンフレットもございますが、を持参いたしまして、所有者等を訪問して実態の徴収を行っているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 町田征久君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日、これにて散会いたします。

次の本会議はあす14日、午前10時から開きますので、時間厳守の上、ご参集ください。

なお、この後、直ちに全員協議会を開催いたしますので、退去をしてお集まりください。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 萩原 瑞子

署名議員 中澤 猛